平成20年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第1日目)

平成20年3月11日(火曜日) 午前9時30分開会

第1	会議録署名議員の指名(4名)								
第2	会期の決定								
第3	行政報告								
§ 4	議案第 1	号	平成19年度訓子府町一般会計補正予算(第8号)について						
第 5	議案第 2	2 号	平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4						
			号)について						
₹6	議案第 3	3号	平成19年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第2号)につ						
			いて						
97	議案第 4	4号	平成19年度訓子府町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)						
			について						
₹8	議案第 5	5号	平成19年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第2号)に						
			ついて						
9	議案第 6	5号	平成19年度訓子府町水道事業会計補正予算(第3号)について						
₹10	町政執行方針、		教育行政執行方針、各議案の提案理由の説明						
₹11	議案第17	7号	訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条						
			例の一部を改正する条例の制定について						
第12	議案第21	号	訓子府町ふるさとおもいやり寄付条例の制定について						
13	議案第22	2 号	町税条例の一部を改正する条例の制定について						
₹14	議案第23	3号	訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定						
			について						
		3 号	訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条						

第15 議案第 7号 平成20年度訓子府町一般会計予算について

出席議員(9名)

 1番 橋 本 憲 治 君
 2番 西 山 由美子 君

 3番 上 原 豊 茂 君
 4番 河 端 芳 惠 君

 5番 工 藤 弘 喜 君
 7番 佐 藤 静 基 君

 8番 山 本 朝 英 君
 9番 川 村 進 君

 10番 小 林 一 甫 君

欠席議員(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

H	Ţ	長	菊	池	_	春	君
4	総務課	長	佐	藤	明	美	君
4	総務課業務	監	八	鍬	光	邦	君
1	企画 財 政 課	長	佐	藤	正	好	君
1	È画財政課業務	監	森	谷	清	和	君
H	丁 民 課	長	中	Щ	信	也	君
7	晶 祉 保 健 課	長	佐	藤	純	_	君
7	畐祉保健課業務	監	林		秀	貴	君
F	農林商工課	長	Щ	内	啓	伸	君
F	農林商工課業務	監	村		鉄	哉	君
3	建 設 課	長	竹	村	治	実	君
7	k 道 課	長	竹	村	治	実	君
4	り 育	長	Щ	田	日 出	夫	君
Î	雪 理 課	長	平	塚	晴	康	君
1	土 会 教 育 課	長	上	野	敏	夫	君
4	カ稚園・保育所事務	長	菅	野		宏	君
1	土会教育課業務	監	元	谷	隆	人	君
4	数 育 委 員	長	白	崎	隆	誠	君
F	農業委員会	長	鳥	Щ	勝	見	君
Ē	蓝 査 委	員	Щ	田		稔	君
ì	選挙管理委員	長	田	古		久	君
Ā	農業委員会事務局	長	遠	藤	琢	磨	君
1	会計管理	者	Ξ	好	寿一	郎	君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 小野良次君議会事務局係長 今田 和則君

開会の宣告

議長(橋本憲治君) 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから、平成20年第1回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠を報告いたします。本日は、全議員の出席であります。

開議の宣告

議長(橋本憲治君) 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

諸般の報告

議長(橋本憲治君) 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長(小野良次君) 本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が25件、その他、報告が4件、ほかに議案番号はありませんが、所管事務調査について1件があります。

以上であります。

議長(橋本憲治君) 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長(橋本憲治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、2番、西山由美子君、3番、上原豊茂君、4番、河端芳惠君、5番、工藤弘喜君を指名いたします。

会期の決定

議長(橋本憲治君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの14日間といたしたいと思います。これ にご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決定いたしました。

行政報告

議長(橋本憲治君) 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際発言を 許します。

町長。

町長(菊池一春君) ただいま、議長のお許しをいただきましたので行政報告に先立ち

まして、本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

平成20年第1回定例町議会を招集申し上げましたところ、本日全員のご出席をいただ き厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会に提案しています概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。 最初に、平成19年度各会計補正予算案についてでありますが、一般会計の主なものと しまして、議会費では、故松浦議員に関する人件費に関する部分の減額補正であります。

総務費では、財政調整基金や社会資本基金などへの積立金の追加補正のほか、一般管理費の補助事業への振り向けや選挙費の精算などによる減額補正でございます。

民生費では、国民健康保険特別会計や老人保健特別会計への繰出金の追加補正のほか、 介護保険特別会計への繰出金や各種事業の減額補正でございます。

また、衛生費では、老人保健特別会計への繰出金の追加補正のほか、後期高齢者医療事務のシステム開発費用や各種健康診査の委託料など、さらに、塵芥処理費やし尿処理費の減額補正でございます。

農林水産業費では、畜産振興事業や農業基盤整備事業負担金、下水道事業特別会計繰出 金などの減額補正でございます。

土木費では、融雪期の河川氾濫を防ぐ氷割り作業の費用を追加補正するほか、補助事業 の事業調整及び交通安全対策事業や公営住宅整備事業などの執行残による減額補正でござ います。

消防費では、北見地区消防組合負担金などの減額補正でございます。

教育費では、教育施設の燃料費の追加補正のほか、訓子府高等学校教育振興会議補助金 やスクールバス運行事業、学校教育や社会教育の各種事業及び施設管理事業などの減額補 正でございます。

これら一般会計の事務事業などの決算見込みを行った結果、一般会計で3,229万3,000円の追加補正をさせていただいているところでございます。

次に、特別会計及び事業会計についてですが、最初に国民健康保険事業特別会計につきましては、医療給付費などの追加のほか、電算システムや保険財政協同安定事業拠出金などの減額補正を。

老人保健特別会計については、医療給付費や高額医療費などの減額補正を。

介護保険事業特別会計においては、一般会計への繰出金や基金積立金の追加のほか、各種介護及び介護予防のサービス費などの減額補正を提案させていただいております。

下水道事業特別会計につきましては、下水道事業の管理費及び個別排水処理施設整備事業などの減額の補正を。

水道事業会計につきましては、企業債の繰上償還金の追加のほか、修繕費や工事請負費などの減額補正を提案させていただいております。

次に、平成20年度の各会計予算についてですが、一般会計をはじめ、5つの特別会計 及び水道事業会計につきましては、別冊の予算書案として提案させていただいております。

各会計ともに、住民サービスの維持に配慮しながらも、内部経費の圧縮などを行い、近年の厳しい財政状況の中での緊縮予算となっておりますけれども、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、条例の制定ですが、目まぐるしく変わる福祉制度関連で、後期高齢者制度の実施

に伴う「訓子府町後期高齢者医療に関する条例」の制定、介護保険法などの改正に伴う「訓子府町介護保険条例」の一部改正、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴う「訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例」の制定を提案させていただいております。

また、育児休業法の改正に伴う「職員の育児休業等に関する条例」「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」「職員の給与に関する条例」の3本の関連条例の改正を。

さらに、特色あるふるさとづくりに資することを目的とした「訓子府町ふるさとおもい やり寄付条例」の制定を。

地方税法の改正に伴う「町税条例」の改正、中の沢地域集会所の譲渡に伴う「訓子府町 地域集会所設置条例」の改正と同時に、同施設の福野実践会に無償譲渡する事の提案をさ せていただいております。

今回は、補正予算と新年度予算のほかに、条例が11本と全部で150ページにも及ぶ 議案書となりましたが、詳細につきましては、担当の課長等から説明させますので、ご審 議を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会招集のご挨拶といたします。

引き続きまして、お手元に配付させていただいております行政報告を申し上げます。 今回の行政報告は3本の行政報告でございます。

- 1点目は北海道ちほく高原鉄道株式会社の清算についてでございます。
- 2点目は寄贈車両の譲渡についてでございます。
- 3点目は福祉灯油助成制度の実施についてでございます。

最初に、北海道ちほく高原鉄道株式会社の清算につきまして、報告をさせていただきます。北海道ちほく高原鉄道株式会社の清算につきましては、平成18年6月に行った会社解散の決議後、順調に事務が進められ、予定としては、3月15日に開催される臨時株主総会をもって、清算結了となる見込みとなりましたので、これまでに行われた残余財産の分配状況について、ご報告させていただきます。

残余財産の分配金につきましては、一株 5 万円の額面に対し、 4 万 8 , 2 5 2 円の分配となっており、 1 月 2 2 日に全株主への分配が完了したとの報告を受けております。本町分につきましては、持ち株が 4 8 9 株ですので、 2 , 3 5 9 万 5 , 2 2 8 円が分配され、 1 月 1 5 日に収入処理を行ったところであります。

これに係る関係予算の補正につきましては、本定例会に提案をさせていただいておりますが、会社設立に当たり、議員の皆様をはじめ農協や商工業者等の多くの皆さんにご出資をいただき、また、これまで、町内外の多くの皆さんのご支援をいただいてきたところですが、3月15日の臨時株主総会における決算報告の承認をもって、会社清算の全ての処理を終えることになります。

明治44年、旧国鉄網走本線に始まり、昭和36年には池北線として、北海道の開拓や経済発展に大きく貢献し、町民の最も身近な交通機関である鉄道を平成元年に引き継いだ北海道唯一の第三セクター鉄道「ふるさと銀河線」。これを運営するという重責を担ってきた北海道ちほく高原鉄道株式会社の清算事務を複雑な想いの中で進めてこられたであろう社員の方々をはじめとする関係者の皆様、さらには、これまで陰に陽にご理解とご協力をいただいた町議会議員の皆様をはじめ、関係する団体・組織、町民の皆様に改めて感謝申し上げるとともに、代替交通機関であるバスの永続的な運行とこれからの高齢化社会に対

応した交通手段の確保に、最大限、努力していくことをお誓い申し上げ、北海道ちほく高原鉄道株式会社の清算状況についてのご報告とさせていただきます。

2点目の寄贈車両の譲与についてでございます。町に寄贈された消防用車両について、 北見地区消防組合へ譲与したことをご報告申し上げます。

昨年9月26日に大町の坂井悠紀様から藍綬褒章の受章を記念し、15人乗り大型ワゴン車が町に寄贈されました。

寄贈された車両につきましては、消防専用色塗装を施し、散光式警光灯や電子サイレンアンプ、消防用無線機などの特殊装備を備えたもので、寄付者のご意志にもとづき、納車日である12月22日に町から北見地区消防組合へ譲与いたしました。

寄付者の長年にわたる消防団活動へのご尽力並びにご好意に深く感謝申し上げるとともに、本人のご意志に報いるため、訓子府町内の消防体制に万全を期していく所存でございます。

なお、この車両につきましては、寄付者への感謝の意を含め「さかい号」と命名し、訓子府消防団の団員輸送車両として町民の生命と安全を守るため、消防・防火活動に活用させていただきます。

3点目の福祉灯油助成制度の実施についてでございます。

冬期間の暖房に使用する灯油代の高騰に対処するため、所得の低い高齢者、障がい者、 ひとり親家庭などに対して暖房費の一部を助成する「福祉灯油助成制度」を実施させてい ただきました。

助成金額は1世帯9,000円とわずかな金額ではありますが、昨年の第4回定例町議会において補正予算としてお認めをいただき、1月7日の受付開始から2月29日までに320件の申請があり、このうち要件に該当する268件に総額241万2,000円の助成を実施しております。

今回の措置は灯油価格の高騰を受けての応急的な対応ではありますけれども、本町におきましては、生活保護世帯なども対象にするなど、他市町村に比較しても充実した内容で実施をできたものと考えております。

今後も町民の皆様が安心した生活を送ることができるよう柔軟な福祉施策の実施に努めてまいりますのでご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、福祉灯油助成制度実施の報告と行政報告にさせていただきます。

議長(橋本憲治君) ただいまの行政報告に対しまして、若干の質疑をすることを許します。質疑は1人2回に制限いたします。ご質疑ありませんか。

4番、河端芳惠君。

4番(河端芳惠君) 4番、河端です。福祉灯油助成制度についてお伺いいたします。

今、町長のほうから報告がありましたが、12月の定例会で町長は100%の対象者に助成を受けられるように努力したいとお話されておりましたが、今回出足が鈍く担当者も大変ご苦労されたようですが、どのような方法で周知したのか。また、申請したが対象にならなかった世帯が今の52件あったようにお聞きしますが、北見では対象される方に申請書を同封してお知らせしておりました。他の市町村でも申請数が少なくて大変苦慮されていたようですが、網走と津別では途中で申請書を同封するなどして再度案内分を送付したようですが、訓子府ではなぜできなかったのか。これらの対象が少なかった、申請者が

少なかったというこれらのことをどのように反省して、今後どのようにしていくのかお伺いします。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) ただいま行政報告の福祉灯油についてのご質問をいただきました。 私は12月の定例議会において予算はこちらが対象と認定できる最大限というか100% の対象者をとした予算付けを一人9千円の灯油費助成費に対して、400万円ほどの予算 措置のご了解をいただいたところでございます。ご存知の通り、私共はチラシ・新聞等の 掲載・チラシの折り込みはもちろんそうですけれども、各町内会会長・実践会会長、そし てまた民生委員長のご理解をいただいて、お力添えをいただいて、対象者と思われる方々 に周知徹底し広報活動に最善の努力をしてきたのが私自身の実感でございます。今、ご指 摘にございました対象者に対して申請書を送った町村があるということでございます。こ れらについては、網走・津別等では案内文を送ったと、そういう点では私共が60%の申 請者の数が多いか少ないかと言うのは判断のいろいろあるのでございますけれども、反省 はないのかということでございます。制度上の様々な課題を現在私自身はこの事業を通じ て抱えているというふうに認識しております。地方税法の第22条「税で知り得た情報等 を職員は自治体職員間といえども、それを漏洩することはできない」という定めがござい ます。これは禁固2年以下の刑と30万円以下の罰金ということの非常に重たいものがご ざいます。即ち、税情報というのは一定の所得水準の低い方を絞り込む、そして対象者に 対してそれを自治体がそれを発送する、文書で周知するということに対する考え方に対し ては、情報公開や保護条例を上回る地方税法上の法制上の厳しい規制があるというのがご ざいます。私共は、私としてはと言った方が良いのでしょう。福祉施策を実施する上で最 善の努力をしつつもその部分の了解と言いましょうか、解釈が明らかではない以上はもう 一歩踏み出すということは非常に厳しいものがあるというふうに理解して職員にも指示し ているところでございます。ですから近隣の北見や津別や網走がそのようにしたというこ とは、それを乗り越えておそらく市町村長がそういう決断をしたと思われますけれども、 私自身はそれらについては、思いとどまったというのが実態でございます。反省というよ りは法令や制度を含めた解釈をどのように北海道や地方自治体がこれからしていくのかと いう一つの課題を突き付けられたというふうに理解するのが私は正しいという認識に立っ ているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長(橋本憲治君) ほかご質疑ございませんか。

7番、佐藤静基君。

7番(佐藤静基君) 7番、佐藤です。ちほく高原鉄道の清算の残余金の処理について 伺いますけれども、2,300数万円のお金、これは今後の運用について伺いたいと思い ます。

議長(橋本憲治君) 企画財政課長。

企画財政課長(佐藤正好君) 会社から交付のありました1月15日に町の方で収入を受けたものにつきましては、今回の補正予算でも提案させていただいておりますけれども財政調整基金の方に積み立てをさせていただくということで考えてございます。

議長(橋本憲治君) ほかご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号 議長(橋本憲治君) この際、日程第4、議案第1号、日程第5、議案第2号、日程第 6、議案第3号、日程第7、議案第4号、日程第8、議案第5号、日程第9、議案第6号 は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長(佐藤正好君) 議案第1号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算(第8号)の説明を申し上げます。議案書の1ページでございます。

今回の補正は、第1条にありますように3,229万3,000円を追加し、歳入歳出 それぞれ43億5,390万9,000円とするものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、2ページ以降のとおりでありますが、これについてはご覧をいただくこととし、後ほど、5ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

第2表は、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について、第3表では、地方債の補正について定めており、それぞれ第2表及び第3表により説明をさせていただきます。

4ページをご覧いただきたいと思います。4ページ上の表は、第2表、繰越明許費でございます。

これは、昨年12月の第4回定例町議会で補正させていただいた、公社営畜産担い手育成総合整備事業のうち、冬季工事では支障が出るバンカーサイロ底部コンクリート打ちに係る事業費予算1,356万8,000円を翌年に繰り越して執行しようとするものであります。

次に、下の表は、第3表、地方債補正の表でございます。このうち、下から3項目目にあります「持続的農業・農村づくり促進対策事業」につきましては、道営畑総事業に係る地方債でありますが、これについては交付税措置のない道の貸付金でありますので、将来の実質公債費比率等の、財政指数の悪化を抑制する観点から、借り入れを取りやめるものであります。また、同様の理由で一番下にあります公営住宅建設事業についても借り入れを取りやめるものであります。

これ以外の6件の起債につきましては、事業費の確定等に伴い、限度額を変更しようと するものでありますので、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきます。

次に、5ページからは、事項別明細書になります。

主な補正の内容につきましては、時期も年度末になりましたことから、大部分は、事務 事業の実績あるいは精算による増減で、いわゆる整理予算でありますので、特徴的なもの のみ説明をさせていただきたいと存じます。

特に歳入については、説明欄の記述で歳出の補正予算見合いであることが分かるもの、 あるいは、単なる決算見込みによるものなどについては、説明を省略させていただきます ので、あらかじめご了承いただきたいと存じます。 まず、歳入では、1款、町税のうち、1項、1目の町民税、個人分で1,639万9,000円を減額しております。これは、農業所得の落ち込みが予想以上に大きかったことによるものであります。

また、法人分については、決算見込額を基に227万6,000円を追加してございます。

次に、8款、地方特例交付金の2項、1目、特別交付金につきましては、恒久減税の廃止に伴う激変緩和措置として新たに計上したものでありましたが、予算見積もりに使用した、国の仮試算値が最終的な地方財政計画の数値と異なることとなったため、決算見込額を基に542万8,000円を減額するものであります。

次に、9款、地方交付税で、普通交付税を8,135万8,000円、追加してございます。

これについては、普通交付税の実績により、全額を歳入予算に計上するものでございます。

次に、11款、1項、1目、農林水産業費分担金1,052万6,000円の減額につきましては、3地区の道営畑総事業費の確定に伴い面工事分の受益者分担金を補正するものでありますが、これについては地区間の事業調整があったことから大きく増減しているものでございます。

次に、6ページにまいりまして、上から3項目目、2項、1目、民生費負担金の2節にあります、常設保育所利用者負担金につきましては、園児数の減等によるものであり、決算見込額を基に減額補正しているものでございます。

次、12款の使用料及び手数料につきましては、実績や決算見込みにより予算補正するものでありますが、そのうち、7目、教育使用料の3節にあります、保健体育使用料につきましては、温水プールの使用料が、当初予算の260万円に対し302万8,000円で、42万8,000円の増となっておりますが、逆に、パークゴルフ場が当初予算335万1,000円に対して、244万1,000円で91万円の減となっており、その差額48万2,000円を減額するものであります。

また、2項、2目の衛生手数料では、廃棄物処理手数料を370万円減額してございますが、これにつきましては、生ゴミ、燃やすゴミ、埋めるゴミなど総体的に減額となっているものであり、連動して、衛生費の塵芥処理事業でも減額補正しております。

次に、13款、国庫支出金にまいりまして、1項、1目、民生費国庫負担金の1節、社会福祉費負担金の障害者福祉費負担金674万円の減額につきましては、14ページの歳出、民生費の一番下にあります経費区分10の自立支援サービス事業に対応しているものであります。また、これに連動して、7ページの14款、道支出金の1項、1目、民生費道負担金の1節、社会福祉費負担金の障害者福祉費負担金291万円を減額してございます。

次、7ページの上から4項目目にあります、7節の保険基盤安定負担金につきましては、 国民健康保険事業の保険者支援分の国庫負担金が確定したことによるものでございます。

次に、2目、衛生費国庫負担金の保健事業負担金につきましては、町民健康診査等に対する補助であり、事業費の確定等に伴い35万2,000円を減額しております。また、これに連動して8ページの衛生費道負担金でも同額を減額しております。

次に、7ページの中ほどにあります2項、国庫補助金の1目、民生費国庫補助金の1節、 社会福祉費補助金の障害者福祉費補助金59万4,000円の減につきましては、15ペ ージの歳出、民生費の社会福祉総務費で減額する経費区分11の地域生活支援事業の利用 減少等によるものであります。

7ページに戻り、2節、児童福祉費補助金の次世代育成支援対策交付金につきましては、 へき地保育所の運営等に対する補助でありますが、その補助基準額が 営上げされたことに 伴い114万6,000円を追加するものであります。

次に、3目、衛生費国庫補助金297万3,000円の追加につきましては、歳出の4款、衛生費でも減額補正が出てまいりますが、後期高齢者医療電算システム開発業務委託料に対する補助金でありまして、そのうち後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金については、国庫の補助基準額が嵩上げされたことにより202万8,000円を追加するものであり、その下の後期高齢者医療制度円滑導入事業費補助金94万5,000円については、制度凍結分の電算システム改修費分として、新たに100%の額が交付されるものでございます。

次に、4目、土木費国庫補助金の公営住宅整備事業費補助金192万1,000円の追加につきましては、歳出の住宅建設費で減額補正しております末広団地公営住宅整備の実施設計等に係る補助であり、国からの交付金が追加されたほか、一般財源化されていない平成18年度建設分住宅に係る家賃収入補助金が加算交付されるものであります。

次に、5目、消防費国庫補助金の住宅・建築物耐震改修等事業費補助金につきましては、 歳出の消防費で減額補正しております消防庁舎耐震診断業務に係る補助金であり、事業費 の減と補助限度額との関係で、52万1,000円を減額してございます。

次に、8ページにまいりまして、上から3項目目、14款、1項、1目、民生費道負担金の6節になりますが、保険基盤安定負担金で315万7,000円を追加しておりますのは、国民健康保険事業の保険税軽減分と保険者支援分の道費負担額が確定したことによるものでございます。

次に、2項、道補助金にまいりまして、1目、総務費道補助金の森林環境保全整備事業補助金110万2,000円の追加につきましては、町有林の特殊地拵に係る補助金の確定による補正でございます。

次に、2目、民生費道補助金の1節、社会福祉費補助金の1つ目、重度心身障害者医療費補助金157万2,000円の減につきましては、10ページの中ほどにあります雑入の2項目目にあります重度心身障害者医療費高額療養費として208万1,000円が発生したことが主たる減額要因となっているものでございます。

8ページに戻り、先ほどの社会福祉費補助金の3項目にあります障害者福祉費補助金62万2,000円の減につきましては、歳出の15ページ、民生費の経費区分11の地域生活支援事業やその下の障害者自立支援特別対策事業の減に対応しているものでございます。

また、8ページに戻ります。2節、児童福祉費補助金の3項目目にあります放課後児童対策事業補助金68万2,000円の追加につきましては、児童生活館の運営費に対する補助基準額の変更により増額となったものでございます。

次に、3目、農林水産業費道補助金の1節、農業費補助金の2項目目にあります生産調

整円滑化推進事業費補助金55万円の減につきましては、米の生産調整に係る事務費補助が廃止されたため、全額を減額するものでありますが、これに伴いまして、18ページの歳出、3項、農業振興費の一番上、経費区分1にありますように、同事業分の予算を同額、減額補正してございます。ここと連動しているということでございます。

8ページに戻ります。2節、林業費補助金の21世紀北の森づくり推進事業費補助金につきましては、民有林の人工造林に対する道単独の補助でありますが、当初、北海道森林組合連合会を経由して交付される見込みであったため、10ページ、諸収入の5項、2目、森林整備推進交付金に、21世紀北の森づくり推進事業交付金として218万8,000円を計上していたところですが、最終的に道補助金として交付されることになったため、歳入科目の組み替えを行うというものであります。なお、追加する228万2,000円につきましては、補助金の確定額での計上であり、若干、増額となっております。

また、8ページに戻ります。一番下にある15款、財産収入の町有住宅貸付料59万円の減額につきましては、教員住宅や町職員住宅の使用料でございます。年度中途に5件の退居があったことなどが要因となってございます。

次、9ページにまいります。2項、1目の生産物売払収入で、特に町有林分が大きく追加となってございます。これにつきましては8月10日の第2回臨時町議会で林産物売り払いの議決をいただいたものを含め、予算を大きく上回る高値で売却できたことによるものでございます。

次に、その下の2目、不動産売払収入の1節、土地売払収入の町有地売払収入33万1,000円につきましては、不要となった法定外公共物、旧河川敷地や号線敷地になりますが、この売払4件分の計上でございます。

また、2節、構築物売払収入1,467万7,000円の減額につきましては、昨年12月の定例町議会で予算補正しました公社営畜産担い手育成総合整備事業の事業費が確定したことによる畜舎等売払収入の減でございます。

その下の4目、出資金返還金にあります北海道ちほく高原鉄道株式会社出資金返還金につきましては、町長からの行政報告にもありましたように、会社清算に伴う残余財産の配分金として、2,359万6,000円を計上するものであり、その全額を財政調整基金に積み立てることにしてございます。

次に、16款、寄付金にまいりまして、1項、3目の民生費寄付金については、1月15日に町民の方から福祉のためにといただいた寄付金を追加計上するものであり、これにつきましては、全額を社会資本整備基金に積み立てることにしてございます。

また、4目の教育費寄付金14万円の追加につきましては、図書購入のための寄付でありますので、同額を22ページの一番下にあります図書館費の備品購入費に追加計上してございます。

9ページに戻りまして、17款、繰入金、1項の基金繰入金のうち、1目の財政調整基金繰入金につきましては、普通交付税等の一般財源が一定程度確保できましたことから、繰入金を減額してございます。また、2目の社会資本整備基金繰入金については、基金充当事業の事業費確定に伴い減額するものでございます。

その下の3目、産業後継者育成基金繰入金につきましては、農業青年等の国外研修の実績がなかったことから全額減額するものでありまして、18ページの農業振興費の経費区

分3、農業振興事業の中で、同額を減額してございます。

9ページに戻ります。5目の鉄道跡地整備等基金繰入金につきましては、本年度に実施したふるさと銀河線の踏切部分を切り下げる交通安全対策事業に充てるものでありますが、 起債の充当残分として391万8,000円を見込んでございます。

次に、10ページにまいりまして、19款、4項、1目の受託事業収入にあります草地整備等事業受託金につきましては、公社営事業の確定に伴い減額するものであります。また、その下の5項、1目、農業生産基盤整備事業推進交付金にあります持続的農業・農村づくり促進特別対策事業交付金につきましては、道営畑総事業3地区分の事業費確定に伴い減額するものでございます。

次に、6項、5目、雑入の5項目目にあります介護保険収入132万2,000円の減額につきましては、町が行う介護予防支援のケアプラン作成に係る介護保険収入でありまして、当初予算では732件を見込んでおりましたが、416件に収まる見込みであることから減額するものでございます。

次に、下から2つ目のいきいきふるさとふれあい事業助成金387万円の計上につきましては、北海道市町村振興協会からの助成金でありまして、申請どおり助成が受けられる見込みとなったため計上するものであります。主な内訳を申しますと、ふるさとまつりとさむさむまつりに各100万円づついただいております。小学校の社会科副読本の作成費として100万円、小・中学校、保育園、社会教育課で開催した子ども劇場や町民芸術劇場のほか、図書館で行っている映画会や文化公演事業などに対する助成として、87万円ということになっているものでございます。あわせて387万円でございます。

次に、その下の鉄道跡地等対策費用 1 億 3 , 9 4 0 万 2 , 0 0 0 円の計上につきましては、ふるさと銀河線の跡地整備やバスの永続的な運行のために設置した基金への積立財源として、北見市が管理している北海道ちほく高原鉄道経営安定等基金から補助金が交付されるものであり、1 3 ページの一番上の各種基金積立金にありますように、同額を鉄道跡地整備等基金積立金に計上するものでございます。

11ページにまいります。一番上の北海道後期高齢者医療広域連合電算システム導入等助成金70万3,000円につきましては、広域連合の負担金に含まれている広域連合の電算システムの開発費用に対する助成金として、北海道市町村振興協会から交付されることになったことを受け計上するものでございます。

次に、20款の町債につきましては、第3表のところで説明しましたとおり、1項、1目の農林水産事業債の一番下にあります、持続的農業・農村づくり促進特別対策事業債と3目、土木債の2節、公営住宅建設事業債の全額を減額してございます。この2つ以外の事業債につきましては、それぞれ起債対象事業費が確定したことにより補正するものでありますが、町債の総額で4,020万円を減額しようとするものでございます。

続きまして、12ページからの歳出の補正について説明いたします。

冒頭で申し上げましたとおり、歳出につきましても、そのほとんどが事業の実績に基づく整理予算でありますので、特徴的なもののみ説明をさせていただきます。

まず、1款の議会費につきましては、故松浦議員のご逝去に伴う議会人件費の減をはじめとする整理予算であり、総額144万6,000円の減額としてございます。

次に、2款、1項の総務管理費の1目、一般管理費では、経費区分4、総務一般管理費

経費の7節、賃金で154万2,000円を減額しております。

これにつきましては、臨時事務員の賃金を可能な限り、各種補助事業の事務費で賄った ことによる減ということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、経費区分6、庁舎等維持管理経費で庁舎清掃衛生業務23万8,000円を追加しておりますが、これは、その2つ下にあります庁舎冷暖房設備維持管理業務で85万7,000円を減額しておりますが、この業務を統合して発注したことによるものでございます。

したがいまして、冷暖房に係る予算はなくなりますので、この2つの増減差61万9,000円が委託料の減となるものであり、実質的な追加ではありませんのでご理解をいただきたいと存じます。なお、庁舎警備管理業務は、日直日数の変更に伴う不足額を整理するものでございます。

次に、経費区分7の姉妹町交流事業49万円の減額につきましては、当初、交流団を派遣する予算として総額で74万円の計上しておりましたが、事業見直しの一環として、本年は交流事業のあり方について津野町と協議してきたため、特産品宣伝紹介事業のみの執行となったことによるものでございます。

次に、経費区分8の日出簡易郵便局設置事業で、共済費33万1,000円を追加計上 しております。これにつきましては、本年度から町が事務員を委嘱し配置することに改め たところでありますが、これに伴い社会保険や労働保険に加入する必要が生じたため、補 正するものでございます。

次に、13ページにまいりまして、経費区分10の各種基金積立金につきましては、それぞれ歳入で説明した基金積立ての財源に利子分を加え積み立てるものでございます。また、経費区分11の土地開発基金繰出金については、確定した基金の利子を積み立てるため繰出すものでございます。

これらの積立てや歳入の基金繰り入れを行った後の基金の年度末残高見込みにつきましては、別に配付しております資料4のとおりでございますので、後ほどご覧をいただきたいと存じます。

続きまして、7目、住民安全対策費にあります自動体外式除細動器購入負担金につきましては、昨年9月の第3回定例町議会において予算補正をしたところでありますが、その後、日本赤十字社における総体事業量の関係で1台あたりの日赤負担額が引き下げられたことに伴い、導入自治体の負担金が上がったため、その不足額10万6,000円を追加するものでございます。

なお、財源については、この事業のためにいただいた寄付金を積立てている社会資本整備基金を充てるものでございます。

次に、8目、企画費の生活交通路線維持対策事業費補助金につきましては、昨年の実績額76万4,000円を計上しておりましたが、国・道の補助金確定に伴い、64万3,000円を減額するものであります。

なお、本町が負担する補助金12万1,000円につきましては、北見勝山線に係るものでありまして、乗車密度が5人を切ったことによる国・道の補助カット分に対する補助金でございます。その他の3路線に対する負担はない状況になってございます。

次に、一番下にあります2項、2目、賦課徴収費の還付金及び還付加算金30万1,0

00円の追加につきましては、償却資産の申告誤りにより過年度分固定資産税の還付などが発生したため、不足分を補正しようとするものでございます。

次、14ページにまいりまして、4項の選挙費につきましては、歳入で参議院議員選挙 や知事・道議会議員選挙に係る事務委託金が確定しましたので、これに合わせて予算整理 をさせていただくものでございます。

次に、3款、民生費の1項、社会福祉総務費と、次のページの2項、老人福祉費につきましては、それぞれ説明欄に記載の事業の決算見込額を基に、追加又は減額しているものでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、14ページの3款、民生費の1項、社会福祉総務費の一番上にあります経費区分2、国民健康保険事業特別会計繰出金と、15ページの2項、老人福祉費の一番下にあります経費区分8、介護保険事業特別会計繰出金につきましては、それぞれ、繰り出し基準に基づく決算見込額を基に補正するものでございます。

次に、16ページにまいります。2項、児童福祉費の1目、児童福祉総務費にあります 乳幼児医療費助成と2目、ひとり親福祉費にありますひとり親家庭等医療費助成につきま しては、それぞれ、入院医療の増加に伴い予算不足が見込まれることから追加補正するも のでございます。

次に、4款、衛生費にまいりまして、1項、1目、保健衛生総務費の経費区分2、老人保健特別会計繰出金で1,488万7,000円を追加しております。これは、老人保健会計において老人保健医療費に係る国庫負担金などの一部が、翌年度精算になる見込みであるため、当面の措置として一般会計から当該不足分を繰出すものでございます。なお、これについては、新年度に精算交付された後、一般会計に繰り戻しされるものでございます。

次に、経費区分11の後期高齢者医療事務費にあります13節、委託料につきましては、 後期高齢者医療電算システム開発業務の入札結果に基づき600万6,000円を減額す るものでございます。

次に、2目、予防費にあります健康診査事業130万円の減額につきましては、それぞれ受診実績により補正するものであります。なお、下段の個別健診については、受診対象者の減によるものでございます。

次に、17ページにまいりまして、2項、3目、し尿処理費にあります北見地区衛生施設組合負担金320万4,000円の減額につきましては、前年度からの繰越金があったことと、し尿処理施設の解体の前処理に使用する各種薬品類代が減額できたことによるものでございます。

次に、6款、農林水産業費にまいりまして、1項、1目、農業委員会費にあります経費 区分3の農地保有合理化事業で、消耗品費6万2,000円を追加しておりますのは、農 地保有合理化促進特別事業事務取扱交付金の追加交付に伴い計上するものであります。

次に、18ページにまいりまして、4目、畜産業費にあります11節、需用費と、13 節、委託料、そして17節、公有財産購入費につきましては、公社営畜産担い手育成総合 整備事業の事業費確定に伴う減額補正でございます。

次に、5目、農業基盤整備事業費では、経費区分1、農業基盤整備事業で道営畑総事業 や農道整備事業等に係る負担金の確定に伴い、合わせて3,137万4,000円を減額 してございます。

また、経費区分4の下水道事業特別会計繰出金では、合併浄化槽の設置基数の減や、修繕料等の経常経費圧縮により、収支不足額が減少したことにより1,033万4,000円を減額してございます。

次に、19ページにまいりまして、7款、商工費にあります、経費区分1、地域エネルギー利用施設管理経費で、修繕料13万円を追加しておりますのは、源泉ポンプ室のインバータ等部品交換が必要となり、修繕料に予算不足が生じことから補正するものでございます。その下の光熱費11万4,000円の追加につきましては、この冬の厳しい寒さの関係で温泉汲み上げ量が増加したため、源泉ポンプの電気使用料が伸びたことが大きく影響しているものでございます。

次に、20ページにまいります。8款の土木費の3項、3目の道路新設改良費の経費区分2、南13線交通安全施設整備事業につきましては、入札の結果に基づき13節、委託料で366万7,000円、15節,工事請負費で187万3,000円をそれぞれ減額しております。なお、補助の関係上、新年度に予定の用地取得を一部前倒しで行う事業調整を行うこととし、17節,公有財産購入費554万円を追加計上しております。したがいまして、全体事業費はプラマイゼロということになっているものでございます。

次に、4項、1目の河川総務費にまいりまして、経費区分1、河川管理事業で掘削機械借上料として77万7,000円を計上しております。これにつきましては、例年と異なり、降雪前に河川が凍結しましたので、融雪期の氾濫を防ぐための氷割作業を実施したことにより予算不足が生じたものでございまして補正するものであります。

次に、9款、消防費にまいりまして、1項、1目の消防組合費で、北見地区消防組合負担金として314万1,000円を減額しております。この主な要因につきましては、次のページの中ほどに消防組合繰越金というのがありますが、前年度からの繰越金が243万円生じたため歳出予算から減額するものでございます。なお、このページの一番上の項目にあります北見地区消防組合共通経費負担金1万9,000円の追加につきましては、本部職員の退職手当に係る負担金の精算でございます。

次に、21ページの10款、教育費にまいりまして、1項、2目、事務局費の経費区分4、学校教育等一般経費にあります北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金349万6,000円の減額につきましては、入学者数が予算の70人に対し41人と少なかったことによる入学準備金の減が145万円、通学費補助の減が203万6,000円、その他、会議費として1万円の減という内訳になってございます。

次に、22ページにまいりまして、3項、中学校費の1目、学校管理費の経費区分3、学校施設維持管理事業で、需用費の燃料費を109万円追加してございます。これは、燃料の高騰によるものでありますが、学校という施設の特殊性から暖房調節による節減にも限界がありまして、A重油と灯油の不足分を補正するものでございます。額的には厳寒期1月の給油量が12,000リットルですので、概ね1月分の補正であるということがいえるかと思います。

次に、23ページにまいります。6項、2目、体育施設費の経費区分1、スポーツセンター管理事業で、7節、賃金を231万3,000円減額しております。これにつきましては、スポーツセンターで使役している技能員の賃金であり、当初11ヵ月の使役を予定

しておりましたが、業務見直しの結果、冬期を除く8ヵ月に短縮したことによるものでございます。

また、その下にある経費区分4の屋外運動施設管理事業の委託料中、スケートリンク設置維持管理業務262万5,000円の減額につきましては、レクリエーション公園のリンクの設置を取りやめたことによるものでございます。

次に、3目、給食センター費にまいりまして、経費区分3の11節、需用費で燃料費を50万6,000円追加しております。これにつきましても燃料の高騰によるものでありまして、主に温水ボイラーの燃料費に予算不足が見込まれるため補正するものでございます。

次に、11款、公債費にまいりまして、1項、2目、利子の経費区分1、長期債利子償還につきましては、平成19年5月に借入れを起こしました平成18年度債の償還利子確定に伴い、不用分133万5,000円を減額するものでございます。

次に、13款、給与費については整理予算でありますので、説明は省略させていただき ます。

次に、25ページは、4ページの第2表でも説明いたしました繰越明許費の説明調書であります。財源内訳欄にあります財源を含めて平成20年度に繰り越すものでございます。

26ページは、地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書でありまして、今回の補正後の予算による平成19年度末現在高見込額は、一番右側の欄の下から3行目にありますように68億6,401万6,000円となっております。

ただいま、ひと通りの説明をさせていただきましたが、このほか、今回の補正に係る説明資料としましては、別に配付しております資料1に、投資的事業の内訳として、財源を含めた一覧表を作成しましたので、後ほどご覧をいただくこととし説明を省略させていただきたいと存じます。

以上、3,229万3,000円を追加する補正予算の特徴的なものについて、説明をさせていただきました。ご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) ここで午前10時45分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時34分 再開 午前10時45分

議長(橋本憲治君) 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監(林 秀貴君) 議案書の27ページをお開き願います。

議案第2号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条で歳入歳出それぞれ3,167万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ10億211万6,000円とするものであります。

次に、28ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、 ご覧いただき、その内容につきましては、29ページ以下の事項別明細書によって説明さ せていただきます。 はじめに、29ページの歳入について説明させていただきます。

第1款、国民健康保険税、第1項、第1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、1月末における調定額の状況から推計し、医療給付費分687万9,000円、介護納付金分247万6,000円をそれぞれ減額し、一般被保険者の保険税総額で935万5,000円を減額するものであります。

第2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましても、調定額の状況から推計し、医療給付費分56万1,000円を追加し、介護納付金分10万8,000円を減額し、退職者被保険者の保険税総額で45万3,000円を追加するものであります。

次に、第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、療養給付費等負担金につきましては、歳出の一般被保険者分の療養給付費の追加補正に伴い、1,241万円を追加するものであります。

次に、第2項、国庫補助金につきましては、健康増進事業の歳入の予算計上科目を組替えし、第2目、健康増進事業補助金145万9,000円を減額し、第1目、財政調整交付金の特別調整交付金に145万9,000円を追加するものであります。

次に、第4款、道支出金の普通調整交付金につきましても、歳出の一般被保険者分の療養給付費の追加補正に伴い、219万円を追加するものであります。

次に、第5款、第1項、第1目、共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業 交付金の確定に伴い、253万5,000円を追加するものであります。

第2目、保険財政共同安定化事業交付金につきましても、交付金額の確定に伴い、1,690万円を減額するものであります。

次に、30ページの第6款の財産収入につきましては、財政調整基金の預金利子が増額の見込みのため、13万7,000円追加するものであります。

次に、第7款、繰入金、第1項、第1目、財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳 出予算の調整のため、財政調整基金繰入金を3,696万6,000円を追加するもので あります。

これによりまして、平成19年度末基金保有見込額は、38万1,000円となる見込みであります。

第2項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金につきましては、それぞれ繰入金の決算見込みにより、保険基盤安定繰入金については、総額で471万9,000円の追加、出産育児一時金繰入金23万4,000円、財政安定化支援事業繰入金99万9,000円、その他一般会計繰入金216万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、第9款、諸収入、第3項、第2目、一般被保険者第三者納付金につきましては、 交通事故による損害賠償が発生しましたので、96万8,000円を追加するものであり ます。

第6目、雑入につきましては、昭和60年度に保険者と北海道及び国保連の拠出により「高額医療費共同事業基金」を造成し、高額医療費共同事業を実施してきましたが、平成15年度の制度改正で、国民健康保険法に基づく事業になったことにより、基金造成当初の目的が失われたことから、この基金を廃止し、出資金と利息分を各保険者に還付することにより、94万6,000円を追加するものであります。

次に、31ページをお開き願います。歳出について説明させていただきます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費の委託料につきましては、 国保保険者電算システム改修業務に執行残が生じたため、204万5,000円を減額するものであります。また、積立金については、財政調整基金積立額の確定及び基金利子分を含めて86万2,000円を減額するものであります。

第2款、保険給付費、第1項、療養諸費、第1目、一般被保険者等療養給付費につきましては、1月までの医療費実績から推計し、予算不足が見込まれますので、3,650万円を追加するものであります。

第4項、出産育児諸費、第1目、出産育児一時金につきましては、出産件数が予定より 少なかったことから、35万円を減額するものであります。

次に、第5款、共同事業拠出金、第1項、第1目、高額医療費拠出金につきましては、 拠出金額の確定により7万円を追加するものであります。

また、第4目、保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、拠出金額の確定により 190万6,000円を減額するものであります。

次に、第6款、保健事業、第1項、第1目、保健事業総務費の健康診査助成金につきましては、人間ドック受診者の増加により、26万6,00円を追加するものであります。

以上、平成19年度国民健康保険事業特別会計の補正予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 続きまして、議案書32ページをお開き願います。

議案第3号 平成19年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第2号)について、提案説明させていただきます。

第1条では、歳入歳出それぞれ3,181万4,000円を減額し、予算総額を歳入歳 出それぞれ8億1,247万4,000円とするものであります。

次に、33ページは款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただき、 その内容につきましては、34ページ以下の事項別明細書によって説明をさせていただき ます。

この度の補正につきましては、老人医療費の減少に伴い、制度に基づく歳入の減額及び、 歳出では事業費を減額補正するものであります。

それでは、34ページの歳入について説明させていただきます。

第1款、支払基金交付金、第1項、第1目、医療費交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの医療費交付金に減額が見込まれますので、2,510万5,000 円を減額するものであります。

第2目、審査支払手数料交付金は、交付金額の確定により、14万円を減額するものであります。

第2款の国庫支出金につきましては、医療給付費・高額医療費の減少により、医療費国 庫負担金の減額が見込まれますので、1,873万3,000円を減額するものでありま す。

第3款の道支出金につきましても、国庫負担金同様、医療費の減少により、医療費道負担金を342万6,000円減額するものであります。

第4款の繰入金につきましては、医療費国庫負担金などに不足が生じる見込みのため、 財源調整として一般会計繰入金について、1,488万7,000円を追加するものであ ります。

第6款、諸収入、第1項、第1目、預金利子につきましては、老人保健会計に預金利子が生じる見込みのため、預金利子、7万5,000円を追加し、第2項、雑入、第1目、返納金は、医療費を不当に受けていた医療機関からの返納金62万8,000円を追加するものであります。

次に、35ページの歳出について説明させていただきます。

第1款、医療諸費、第1項、第1目、医療給付費につきましては、医療費の減少に伴い、 老人保健医療費給付費3,145万1,000円を減額するものであります。

第2目の医療費支給費は、1月までの実績から推計し、予算不足が見込まれますので16万円を追加するものであります。

第3目の高額医療費は、高額医療費の減少により、59万9,000円を減額するものであります。

次に、第2款、諸出金、第1項、第1目、一般会計繰出金につきましては、預金利子が 生じますので、一般会計繰出金として、7万6,000円追加するものであります。

以上、平成19年度老人保健特別会計の補正予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長(橋本憲治君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(佐藤純一君) 議案書の36ページをお開き願います。

議案第4号 平成19年度訓子府町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、 提案説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ7,756万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億43万2,000円とするものであります。

次に、37と38ページの第1表は、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますのでご覧をいただき、その内容につきましては、39ページ以下の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

次に、39ページの歳入から説明をさせていただきます。

まず、第1款、保険料、第1項、介護保険料、第1目、第1号被保険者保険料につきまして、特別徴収保険料は年金から保険料を特別徴収する者が増えたことにより63万6,000円の追加、普通徴収保険料につきましては、所得段階による賦課人数の変化により、122万2,000円の減となったものであります。

次に、第2款、分担金及び負担金、第1項、第1目、介護予防負担金につきましては、本年度から介護予防事業として実施しております「通所型介護予防事業」利用者負担金が、当初の見込みより利用件数が少なかったことにより、40万1,000円減額するものであります。

第3款の国庫支出金、第1項、国庫負担金は、施設介護サービス費などの保険給付費が減額となる見込みとなったことから、国の負担割合相当額の1,491万2,000円を減額するものであります。

次に、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、介護給付費見込額の減少及び交付率の変更により、当初予算に対して、465万5,000円を減額。第2目の地域支援事業交付金、介護予防事業につきましては、12万3,000円の減額。

第4款、支払基金交付金、第1項、第1目、介護給付費交付金につきましても、保険給付費見込額の減少により2,486万1,000円の減額。第2目、地域支援事業交付金も対象経費の減少により、15万3,000円の減額。

第5款、道支出金第1項、第1目、介護給付費負担金につきましても、保険給付費が減額となる見込みとなったことから、1,115万3,000円減額するものであります。

次に、40ページに移りまして、第2項、第1目の地域支援事業、介護予防事業につきましては6万1,000円の減額。

第6款、財産収入、第1項、第1目、利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金の利子が当初見込みを上回ったことから、3万7,000円を追加するものであります。次に、第7款、繰入金、第1項、第1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、当初予算におきまして、会計の収支不足額に基金の繰り入れを予定しておりましたが、介護給付費の見込額の減少により、基金の繰り入れを取りやめるものであります。

第2項、第1目、一般会計繰入金につきましては、介護給付費の見込額の減少により、 介護給付費繰入金を1,002万5,000円減額するとともに、地域支援事業、介護予 防事業繰入金につきましても、対象事業費の減少により6万1,000円を減額。

その他一般会計繰入金は、実績見込みにより328万8,000円を減額するものであります。

次に、歳出について説明をさせていただきます。41ページをお開きください。

第1款、総務費、第3項、介護認定審査会費、第1目、認定調査費、12節、役務費、13節、委託料につきましては、要介護認定等申請件数の減少によりまして、役務費、委託料合わせて40万9,000円を減額。

第2款、保険給付費、第1項、介護サービス等諸費、第1目、居宅介護サービス給付費につきましては、訪問介護、通所介護などの利用が当初見込みを大きく下回ったことにより2,506万8,000円を減額するものであります。第3目、地域密着型介護サービス給付費につきましては、270万円減額。第5目、施設介護サービス給付費は、介護老人保健施設入所者の減少により2,150万円の減額。第8目、居宅介護住宅改修費につきましては、給付実績による1件あたりの単価の減少により92万円を減額。第9目、居宅介護サービス計画給付費につきましても、計画作成見込み件数の減少により400万円減額するものであります。

第2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援者に対する給付でありますが、 第1項、介護サービス等諸費でご説明いたしましたように、全体的にそれぞれのサービス 給付費が当初見込みを下回っており、介護予防サービス等諸費総額で1,818万4,0 00円の減額となっており、当初の見込みからは半減しております。これは、要支援者に 対する新予防給付が本町においては、平成18年10月から開始されたこともありまして、 サービスの需用を見込むことが難しかったことによる影響もあるものと考えております。

次に、42ページです。

第3項、その他諸費では、介護給付費請求に係る審査支払手数料が支払い件数の減少に より16万円の減。

第4項、高額介護サービス等費では、第1目、高額介護サービス費、第2目、高額介護 予防サービス費ともに給付実績見込みにより、それぞれ286万2,000円、28万円 の減額となっております。第5目、特定入所者介護サービス等費は、施設入所者への食費、 居住費の補足的給付でありますが、給付対象者の減によりまして、452万4,000円の 減額。

第4款、地域支援事業費、第1項、第1目、介護予防一般高齢者施策事業費につきましては、臨時保健師賃金雇用日数の減により9万円の減、13節、委託料は、通所型介護予防業務の利用者の減により368万4,000円を減額。

第2項第1目、介護予防ケアマネジメント事業費では、地域包括支援センター人件費相当分の一般会計繰出金を29万4,000円追加。第4目、任意事業費では、家族介護用品購入費助成を実績により3万6,000円追加しております。

次に、第5款、基金積立金につきましては、保険給付費にかかる歳入歳出剰余金見込額 を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

以上、平成19年度介護保険事業特別会計の補正予算について、その提案理由の説明を させていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) 建設課長。

建設課長(竹村治実君) 議案書43ページをお開きください。

議案第5号 平成19年度 訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、 提案説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ3,936万6,000円を減額し、予算総額を歳入歳出 それぞれ2億185万3,000円とするものであります。

第2条は、「債務負担行為の補正」ですので、45ページで説明をさせていただきます。 第3条につきましては、「地方債の補正」でありますので45ページで説明させていただ きます。

次に、44ページは、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思いますが、その内容につきましては46ページ以降の事項別明細書によって説明させていただきます。

45ページにつきましては、第2表債務負担行為補正でありますが、個別排水事業において限度額1,300万円を限度として計上しておりましたが、希望者がいなかったため、 廃止するものであります。

次に、第3表地方債補正でありますが、個別排水処理施設整備事業の事業費精査により、 下水道債の借入れ限度額5,050万円を2,380万円に変更するものであります。補 正後の起債の方法は、補正前と同じ証書借入、利率も5%以内であります。

次に、46ページの歳入歳出予算補正の事項別明細書であります。

始めに、歳入から説明をさせていただきます。

1款、1項の分担金、1目、農業集落排水事業分担金でありますが、当初予定していた 設置戸数10戸に対し1戸の設置であったため、45万円を減額するものであります。

また、2目、個別排水処理施設整備事業分担金につきましても、当初予定していた設置 戸数25戸に対し12戸の設置であったため、65万円を減額するものであります。

2款、1項の使用料、1目、農業集落排水施設使用料101万2,000円の減額につきましては、決算により町水道の水道需用が低下したことに伴い、農業集落排水施設使用料の減額でございます。

また、2目、個別排水処理施設使用料22万円の減額につきましては、本年度予定をしていた設置戸数が、当初よりも13戸減少したことによる個別排水処理施設使用料の減額でございます。

3款、1項、1目、一般会計繰入金でありますが、下水道事業の執行額確定に伴い、1,033万4,000円を減額するものであります。

6款、1項、1目、個別排水処理施設整備事業債でありますが、先ほど45ページの地方債補正で説明したとおり、個別排水処理施設整備事業の事業費精査により、下水道債1,740万円と過疎債930万円を合わせた2,670万円を減額するものであります。

次に、47ページの歳出について説明させていただきます。

1款、1項、1目、一般管理費の27節、公課費につきましては、消費税納付金において、平成18年度消費税確定申告で金額に不足生じたことから、11万4,000円を追加するものであります。

2項、1目、農業集落排水管理費につきましては、全体で282万6,000円の減額をするものですが、多くは執行残によるものであります。11節、需用費の修繕料につきましては、大きな修繕箇所がなかったことにより、140万円の減額であります。13節、委託料につきましては、執行残で73万6,000円を減額するものです。22節、補償、補填及び賠償金につきましては、公共桝設置補償金の支出がなかったことから、全額の31万円を減額するものであります。

次に、2目、個別排水管理費につきましては、全体で129万9,000円の減額をするものであります。13節、委託料の浄化槽保守点検業務70万円の減額と、16節、原材料費の浄化槽維持管理用原材料9万9,000円の減額及び19節、負担金、補助及び交付金の水洗便所改造等補助金50万円の減額はいずれも執行残によるものであります。

2款、1項、1目、個別排水処理施設整備事業費でありますが、全体で3,522万8,000円の減額となっております。これは、13節、委託料と15節、工事請負費ともに、当初予定していました設置戸数25戸に対し、12個の設置になったことによる減額補正であります。

3款、1項、2目、利子の23節、償還金、利子及び割引料の長期債利子でありますが、 利率が下がったことによる減額12万7,000円であります。

次に、48ページの地方債の調書でありますが、平成19年度末における補正後の元金 残高につきましては、合計欄の一番右側にあります9億3,088万4,000円となる 見込みであります。

以上、平成19年度訓子府町下水道事業特別会計の補正予算について、提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) 水道課長。

水道課長(竹村治実君) 議案書49ページをお開きください。

議案第6号 平成19年度訓子府町水道事業会計補正予算(第3号)について、提案説明をさせていただきます。

まず、第2条で収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するもので、収入では営業外収益で61万8,000円を増額し、収益の総額を1億9,616万6,000円とするものであります。

次に、支出でありますが、営業費用で846万8,000円を減額し、営業外費用でも34万円を減額し、費用の総額を2億428万4,000円とするものであります。

次に、第3条で、予算第4条、本文カッコ書きの「4,851万6千円」を「8,81 2万4千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するであります。

収入では企業債で700万円を減額し、収入の総額を1,284万4,000円とする ものであります。

次に、支出でありますが、建設改良費647万8,000円を減額し、企業債償還金3,908万6,000円を増額し、支出の総額を1億96万8,000円とするものであります。

次に、第4条で、予算第7条に定めた「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」を定めておりますが、既決予定額3,545万7,000円を44万円減額し、総額3,501万7,000円にするものであります。

次に、第5条では、予算第9条に定めた「たな卸資産購入限度額」の既決予定額705万2,000円を473万7,000円に改めるものであります。なお詳細につきましては、50ページ以降の説明書でご説明いたします。

まず、50ページの収益的収入及び支出の収入でありますが、1款、2項、1目の受取利息、61万8,000円の増額は普通預金と定期預金の利息の増額であります。

次に、支出でありますが、1款、1項、営業費用の1目、原水及び浄水費につきましては、賃金から負担金までのほとんどが、決算に伴う執行残により全体で、282万7,00円を減額するものであります。

次に、2目、配水及び給水費につきましても、賃金から材料費までは、決算に伴う執行 残で、特に大きな修繕や緊急整備工事等がなかったことによる減額でありまして、全体で 490万円を減額するものであります。

次に、3目、総係費につきましては、報酬から負担金まで、いずれも決算に伴う執行残により、全体で74万1,000円を減額するものであります。

次に、2項、営業外費用の1目、支払利息でありますが、一時借入を起こさない予定の ため、34万円全額を減額するものであります。

次に、51ページの資本的収入及び支出でありますが、まず収入では、1款、1項、1目の企業債につきまして、資金確保の財源として計上しておりましたが、緊急を要する工事が発生しなかったことや、水道事業会計の健全経営を長期的に確保するため企業債70万円の全額を削減するものであります。

次に、支出でありますが、1款、1項の建設改良費、1目、施設整備費の配水管延長連絡等整備工事で600万円の減額につきましては、毎年緊急的な場合を考慮して予算を計上しておりますが、今年は緊急的な整備が無かったことによる全額を削減するものであります。

次の2目、固定資産購入費につきましては、決算に伴う執行残で47万8,000円を 減額するものであります。

次の2項、1目、企業債償還金につきましては、企業債元金の繰り上げ償還するための 増額3,908万6,000円であります。これは、国の財政融資資金を借り受けた高金 利の資金を繰り上げ償還する際に、本来は必要な補償金が免除されるもので、特例措置と して、平成19年度から3年間、金利5%以上の貸し付けの補償金が免除する制度であります。

次に、52ページは資金計画の一覧表でありますが、後ほどご覧いただくことにいたしまして、説明を省略させていただきます。

以上、平成19年度訓子府町水道事業会計の補正予算について、提案説明をさせていた だきましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第1号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

5番、工藤弘喜君。

5番(工藤弘喜君) 5番、工藤です。今、議長の言われた中で、16ページですけ れども4款の衛生費。後期高齢者医療制度にかかわる事務費の関係ですけれども、これに ついて質問させていただきます。この中で16ページの経費区分でいくと後期高齢者医療 事務費ですね。この中の委託料、先ほども説明がありましたけれど、電算システムの開発 業務に対してと600万6,000円が減になったと。これは入札の結果ということであ りますけれども、これに係わりまして、後期高齢者の電算業務の関係で昨年6月の議会だ ったと思うんですけれども、質疑の中でも私の方で質問した経過もあるのですが、非常に 多大な経費になるというのかな、まちからの持ち出しになると。例えばその時の状況から いきますと、6月議会の中で保健衛生費の中でシステム開発に2,331万円、約2,3 00万円を超える金額が町の持ち出しとして、システム開発に係わる予算としてという話 があったかと思います。それに合わせてもう一つ民生費のほうで一般会計より国保会計の ほうに、これもいわゆる後期高齢者医療事務に係わる電算システムの改修に係わることだ と思うのですけれども、1,398万円余りのものが国保に持ち出していくと、繰り入れ してくという形だったと思います。そういう中で先ほどの説明の中で600万6,000 円が減になったということですけれども、トータルでこの電算システム改修に係わって、 いくら払ったことになるのか、町からの持ち出しになったことになっているのかとまず先 にお聞きしたいと思います。

議長(橋本憲治君) 福祉保健課業務監。

福祉保健業務監(林秀貴君) 16ページの区分11の後期高齢者医療事務費の関係でご質問をいただきました。そのうちの委託料につきましては600万6,000円の減となっておりますけど、その内訳としましては6月の定例会で補正いたしました、後期高齢者医療制度電算システム開発費としまして、予算額2,331万円を補正予算いたしましたけど、その執行額が1,635万9,000円になります。この執行残が695万1,000円。歳入の提案説明の中でも申しあげましたように、このほかに国の制度凍結分に係わる、被扶養者保健の被扶養者であった人の激減緩和措置として、それに対応するための電算システムの改修業務が新たに必要となります。その分が94万5,000円となりまして、合わせまして後期高齢者の関わる電算業務で申し上げますと、今、申し上げました2点の合わせまして1,635万9,000円と94万5,000円ですね。それを合

以上です。

議長(橋本憲治君) 5番、工藤弘喜君。

5番(工藤弘喜君) 今の委託料の関係については解りました。続きまして、また同じ 関連するんですけれども、その下委託料の19になりますか負担金補助及び交付金の関係 の36万9,000円が減額になったという中なんですが、これは広域連合に対する訓子 府町としての負担金がこれだけ減になったということだと思うのですが、この負担金につ いてお尋ねをしたいのですが、まず負担金の総額がいくらになったということと、負担金 も均等割、あるいは75歳以上の人口割40%、あるいは全ての人口で割って50%とい う割合でもって負担金を徴収するという方向になってると思うのですが、この内訳につい ても合わせてお知らせを願いたいと思います。

議長(橋本憲治君) 福祉保健課業務監。

福祉保健業務監(林秀貴君君) 同じく16ページの後期高齢者医療事務にかかわる負担金補助及び交付金の関係のご質問をいただきました。負担金補助及び交付金の236万円になりますけれど、これについてはおっしゃるとおり後期高齢者医療広域連合に対する、共通経費の市町村の負担金が精算になった部分の減額でございます。その内訳で申し上げますと、北海道全市町村が加入しておりますので、負担割合としては一律の均等割が10%、本町で申し上げますと、76万6,819円。高齢者人口割が40%で84万4,052円、人口割が50%で74万8,976円となりまして、合計額としましては235万9,847円という内容でございます。

議長(橋本憲治君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) ないようでございますので議案第1号の質疑を終了いたします。 次に、議案第2号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

ご質疑ございませんか。

7番、佐藤静基君。

7番(佐藤静基君) 佐藤です。31ページをお願いいたします。19年度の出産育児の関係で19年度は何名ですか。お願いします

議長(橋本憲治君) 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監(林秀貴君) 31ページの出産育児一時金の関係でございますけれど、当初予算としては20名分の一人当たり35万円ですから20名分。今の見込みとしましては一人減の19名を見込んでおります。

以上です。

議長(橋本憲治君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、議案第2号の質疑を終了いたします。 次に議案第3号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

7番、佐藤静基君。

7番(佐藤静基君) 佐藤です。34ページをお願いいたします。一番下段の雑入の中で返納金いうのがありまして、説明では医療費を不当に受け入れた分と説明だったんですが、この不当ということについて、もう少し説明をお願いしたいと思います。

議長(橋本憲治君) 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監(林秀貴君) 34ページの雑入の返納金の関係のご質問いただきました。返納金につきましては、医療費の不当と不正がございまして、不当については意思がなくというか、間違いをもって請求した部分が不当と言われております。今回の関係につきましては、診療報酬を請求するときに医師など数の換算ミスということで、不当請求を行ったということで、その部分が返納金として、町のほうに返納されるということでございます。

以上です。

議長(橋本憲治君) ほかにご質疑ございませんか。

次に、議案第4号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、議案第3号の質疑を終了いたします。

3番、上原豊茂君。

3番(上原豊茂君) 上原です。この補正予算の中で支出の関係 4 1ページ、全体に係わる訳ですけども、それぞれの項目の中で見込額を下回るとまた、入所者減等々対象の減による減額という数値になっております。そういう説明をいただきましたけれども、介護に対する対象者は減っていないだろうという予測をするわけですけれども、これらについて基準の変化といいますか、制度上の問題でこういう形が出たのか、また、実質的に対象者が少なくなっていると以前と同様な基準で行くと少ないですよということなのか、その辺についての説明を願いたいと思います。

議長(橋本憲治君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(佐藤純一君) ただいま減額についてその内容のお尋ねだと思いますけれども、まず一つ目ですけれども対象者は減っておりません。それから制度上の問題かという訪ねでございますけれども、制度上で例えば使い勝手が悪くて使う人が少なくなったとかそういうふうな捉え方はしてございません。今回減額補正の額がいつもより大きくなったという一つの要因としては介護予防給付、平成18年の10月から始まった部分でございますけれども、昨年は年度途中から始まったということで、その最終的な数字を見込むのが非常に難しいということで、3月においての整理予算での減額補正を行わなかったというようなこともございまして、昨年と比較しまして減額幅が非常に大きくなったということでございまして、最終的な決算見込みでいけば昨年と数字的には大きくは変わらないだろうというふうにとらえております。

議長(橋本憲治君) 3番、上原豊茂君。

3番(上原豊重君) 対象者は減ってないと、制度上の問題もないということですけれども、いろいろとその基準が変わっている訳ですけれども、ここでさらに確認します。対象者は減るんでなくて、増えているという実態であるというふうに認識してよろしいんでしょうか。

議長(橋本憲治君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(佐藤純一君) 介護保険の認定を受けておられる方は現在約240名で、去年一昨年あたりから比べれば10名ほど増えています。除々には増えているのかなというそういうところですけれども、大きく増加しているという状況にはないというふうには認識をしております。

議長(橋本憲治君) 10番、小林一甫君。

10番(小林一甫君) 10番、小林です。41ページ。居宅介護サービス給付費の関係でお伺いしたいんですけれども、訪問介護が減っているということでありますけれども、この減った要因がどこにあるのかということで、事務方ではどう考えているのかお伺いをしたいと思います。

議長(橋本憲治君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(佐藤純一君) 訪問介護の部分でございますけれども、数字的にいえば 回数で申し上げますけれども当初予算で6,540回を見たところが、現在4,300回 くらいの見込みということでございます。訪問介護につきましては、いろいろと福祉関係 が集まってその減の要因が何であるかということを話し合った経過もございます。昨年一 昨年位から徐々に減ってきておりまして、正確な要因というのは掴めない部分もあるんですが、ただ以前には重度の在宅の方もいらっしゃいまして、その方1人2人いると回数が 非常に増えると、そういう方が亡くなったとかですね、そういうような要因が大きいんだろうなというふうに、そういうような分析をしてございます。

議長(橋本憲治君) ほかご質疑ございませんか。

5番、工藤弘喜君。

5番(工藤弘喜君) 同じく皆さんと関連もするかと思うんですけれども、41ページ介護予防サービス等の諸費の関係なんですけれども、先ほどの説明の中でも、いわえるサービスに対応することが難しかった。というようなお話だったと思います。対応が難しかったのかということなのか、その辺の中身についてどのようなもう少し立ち入ったというかそういうことがあれば何だかの手立てっていうのかな、今後に向けて何か方策的なものも含めて考えておられるのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長(橋本憲治君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(佐藤純一君) 対応が難しかったって、先ほど私が説明したときにその 予測が難しかったというようなお話をしたと思うんですが。介護予防の部分につきまして は、先ほども申しあげましたけれども、平成18年の10月から始まったということです。 それで平成18年度でいけば6カ月分しか給付がないということで、通年でどれだけの事 業量が変わるかということを見込むことが非常に難しいというそういう意味ですので、ご 理解いただきたいと思います

議長(橋本憲治君) ほかご質疑ございませんか。

7番、佐藤静基君。

7番(佐藤静基君) 7番、佐藤です。41ページ、1番上段の介護認定審査会費の中で40万9,000円ほど減額になっておりますけれども、この調査会のことについて少しお伺いしたいと思います。この調査会の費用の内訳ですね、調査委員というのは何名の委員さんで、なんて言いますかね、報酬って言いますか、そういうものはどんなふうになっているのか。何名で報酬はいくらになるのか。それとおそらく該当する調査の対象者がないから委員会の回数が減ったんだと思いますけれども、19年度は何回位行われて、普通は何回ぐらいあるのか教えて欲しいと思います。

以上です。

議長(橋本憲治君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(佐藤純一君) 認定審査会の部分でいけばですね、1委員会が5名で、委員会が5委員会確かあります。それでだいたい1委員会が月2回程度の審査会を実施をしておりまして、1市2町で作っている委員会ですから1回にだいたい40件から50件位の審査が行われております。認定審査会の委員報酬でございますけれども、その一つの委員会の合議体の長というのがございます。その長の報酬が1回1万6,900円。それから委員が1回1万2,000円ということになってございます。

以上です。

議長(橋本憲治君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、議案第4号の質疑を終了いたします。 次に、議案第5号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。43ページからであります。

8番、山本朝英君。

8番(山本朝英君) 8番、山本です。個別排水と言いますか、今、やっております、この計画のことをちょっと聞きたいですけれども、概ね当初は何年の計画だったのかというのが1つと、あるいは行政側でどの程度まで継続していくのかということ。みんなもうそろそろ財政的に厳しいぞというようなことで早めにというのが、考えておられる方もいらっしゃいますし、その点をお聞かせをいただきたいなと、もし考え方があればお聞きしたい。

議長(橋本憲治君) 建設課長。

建設課長(竹村治実君) 個別排水の計画につきましてご質問でございますが、当初は 平成20年度までの計画で350戸を目標に計画しておりました。今、現在の達成といた しましては167戸設置しております。目標にはまだ至っておりません。この件につきま しては上下水道経営審議会のほうでも諮っておりますが、上下水道経営審議会の中では、 まだ、例えば新築をやるときにですね、この下水道の整備について継続してやっていただ きたいというご意見もございます。それで平成21年度からまた10年間続けるような計 画を今後、また持ちたいというふうに考えております。

以上です。

議長(橋本憲治君) ほかに、ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、議案第5号の質疑を終了いしたします。 次に、議案第6号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、議案第6号の質疑を終了いたします。 以上をもって質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては議案番号を指定してから討論願います。

討論ございますか。

5番、工藤弘喜君。

5番(工藤弘喜君) 討論というか、反対討論ということになろうかと思うんですが、 先ほども質疑の中でいたしましたけれども、補正にかかわる中に後期高齢者の問題にやっ ぱり、触れざるを得ないということかと思います。4月の実施を目前の中で、何を今さら という方も大勢おられるかとは思います。しかしながら、この後期高齢者医療制度の中身 そのものを今後20年度の予算の問題も含めて取り上げていきたいなというふうに考えて いますけれども、現時点でいわゆる補正の段階で考えてみましても、4月の実施に向けて の諸準備という形での予算計上ということになっていますけれども、非常に制度そのもの が大変な問題を含んだ中身ではないかというふうにとらえております。ご存知の方もおら れるとは思うんですが、やはリ75歳という年齢を一つの機械的な区切りとして、そこに 医療の中身でも差をつけると。それからさまざまなこの移行に伴う負担の問題ですね。こ れについても先ほど町としての負担というのも当然ありますし、もうひとつはいわゆる被 保険者といいますか、いわゆる個人の保険料の負担。こういったものも新たに発生すると いうことから考えますと、やはり将来に向けても仕組みからいくとこの負担がどんどん上 がっていかざるを得ないような仕組みにもなっているということも聞いておりますと、や はりこういったことに対する制度に踏み込むということについては慎重にならざるを得な いのでないかというふうにとらえています。これに対してただ一言だけ付け加えたいんで ありますけれども昨年秋以降この問題が出てから、担当職員方々が本当に大変にこの問題 に対して地域に出ていただいて説明会含めて大変な努力をされているということも十分私 は認識しています。そういったものに対する感謝といいますか、地域の中からも聞こえて きております。今までにない位身近なところに役場の職員が関わってくれたという声を直 接聞いておりますし、将来に向けても非常に大変良いことだと思っておりますけれども、 なおさらのことそういう良い面がありながら、町民にとって喜ばれないことでの仕事をし なければいけないということに対して、あえてここでこの補正に対しての反対ということ を訴えたいなというふうに思っております。

以上であります。

議長(橋本憲治君) 工藤君、議案番号1番でよろしいですね。

次、各案に対する賛成討論の発言を許します。

10番、小林一甫君。

10番(小林一甫君) 10番、小林です。ただいま工藤議員からいろいろと考え方についてご意見出されたようでございますけれども、総論的には本音と建前ということもあ

りまして、いろいろ私も考えるところがございます。今までほとんど、反対討論しかしてこなかった自分としては賛成討論は、私の考え方から言うと違うのかなと思いますけれども、立場上賛成討論をしていかなければならないということもございまして、若干賛成討論をさせていただきたいなと思います。前段で町の方からもこの関係につきましてはいろいろとご説明にもありましたし、全員協議会の中でも論議をした経過があると私は記憶しておりますけれども、そうしたなかで今の私たちができるというようなことは、やはり国のやり方が一方的な部分もありますけれどもやはりこれからのいろんな部分を考えますとどうしてもこういう医療制度に移行していかなければ、国の財政ももっていけないということがあると思います。私共は本当に保険料が上がったり、新たな制度ができるたびに負担が増えますけれども、それはそれとして負担できる部分でなんとか地域の医療が確立できればいいのかなというような感じを持っております。町長の考え方も分かりますし、今の厳しい財政の中でこの部分の支出が増えるということは非常に納得のいかない部分もありますけれども、とりあえず今回この部分につきましては、私は補正を通すということで賛成討論とさせていただきたいと思います。

以上です。

議長(橋本憲治君) 次に、反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

9番、川村進君。

9番(川村 進君) 9番、川村です。これは、はっきりと言いまして国政の場での話により近くて、私は6月の定例会で町長が言いました、医療に進むときに保険証を取り上げないそれから資格証明書を発行しないという約束のもとに、これがやられるというふうに理解しています。確か6月に工藤議員からの質問にそのように答えていたと思います。そしてそれを確認さえできれば、これはもう町政ではどうにもできない問題ではなかろうかと思いますので、あえて私は反対せず賛成します。ですから町長の発言、6月定例会で確か私はそのように私は耳が不自由なんで聞き落としている部分があるかもしれませんので、確認だけしたいのですが町長お願いしたいと思います。

議長(橋本憲治君) 川村議員、討論ですので答弁は控えさせていただきます。あくまでも討論だけで。

9番(川村 進君) 賛成します。国政の場での問題でなかろうかと思います。

議長(橋本憲治君) 反対討論ございますか。

次に、賛成討論ございますか。

7番、佐藤静基君。

7番(佐藤静基君) 7番、佐藤です。概略小林議員さんの説明と同じことなんですが、今高齢化社会の中で、しかもこの国民の保険制度全体を維持する方法として、これは当然避けられない方法であっても、もしこれがないとしたらどうなのかと。そういうことを考えますと数字的に個人差はあると思いますけれども、今までの世帯ぐるみのやつと今度は75歳以上のやつが別になるのですから、数字的に果たして、それが単純に負担が増えるということにはならない場合も当然ある訳でして、制度が作るということの意義を十分考えまして、この議案の内容については賛成をいたします。

議長(橋本憲治君) ほかに、反対討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) ほかに、討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 次に、賛成討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、討論を終了したいと思います。

まず、討論のあった案件から採決をいたします。

最初に、議案第1号は原案のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(橋本憲治君) 挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため休憩をいたしたいと思います。

午後1時から行いますので、ご参集願いたいと思います。

休憩 午前 1 1 時 5 7 分 再開 午後 1 時 0 0 分

議長(橋本憲治君) それでは定刻となりました。 休憩を解き会議を継続いたします。

町政執行方針、教育行政執行方針、各議案の提案理由の説明

議長(橋本憲治君) 日程第10、菊池町長から町政執行方針、山田教育長から教育行 政執行方針がありますので、この際発言を許します。

町長。

町長(菊池一春君) 平成20年第1回定例町議会の開会にあたり、町政執行方針を申し上げ、町民の皆様並びに町議会議員のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、昨年4月22日に執行されました訓子府町長選挙におきまして当選の栄に浴して 以来、早くも1年が経過しようとしています。

この1年間、私は「みんなで創る訓子府の元気」を考え、「訓子府の底力でふるさとの未来をひらく」ために、「町民こそが主役」「町民福祉の増進を図る」を理念として町政を推進してまいりました。

平成20年度の執行方針を申し上げるにあたり、この理念は今もって変わることはござ

いません。

したがいまして、この理念に基づいて政策の実行及び町政運営を行っていく考えであり、 町民の皆様をはじめ、町議会議員の皆様、国・道その他関係各方面のご支援、ご協力を賜 りたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、全国的に地方経済が低迷する中、特に北海道は社会経済の動きも予測がつかず、 非常に厳しい社会情勢にありますけれども、本町においても厳しい財政運営が続いており、 自主財源であります町民税が減少傾向にあるほか、歳入の大きな割合を占める地方交付税 につきましても全く予測ができない状況にございます。平成20年度以降も厳しい財政状況は続くものと思われますので、さらに経費の削減や事務事業の見直し及び精選など行政 改革に積極的に取り組み、町民の皆様のご意見を大切にしながら、地方自治法に基づく「地方公共団体は、住民の福祉の増進に努める」とともに、効率的かつ効果的な行財政運営を めざしてまいります。

このようなことを踏まえながら、本年度は公約に掲げている7本を柱として施策を進めてまいります。

第1に「町民ひとりひとりの知恵とパワーで訓子府の未来を決めます」についてであります。

私は、町政の主役は町民の皆様であることを一貫して申し上げているところでございます。これは、私や職員はもとより、町民の皆様がまちづくりに対し共に考え、共に参画することだと考えているからでございます。そういう意味で、少しでも多くの町民の方からご意見やご提言をいただき、職員と一緒になってまちづくりを今後も進めてまいります。

その一つとして、平成19年の8月から新しくスタートいたしました「夜間町長室開放」では、町民の皆様から数多くのご意見やご提言などをいただき、関係部署の業務や事業に生かしてきているところでございます。今年度も引き続き、毎月第2水曜日の午後7時は必ず町長と会うことができる「夜間町長室開放」を行い、さらに多くの町民の方々に気軽にお越しいただき、様々なお話を聴かせていただければと考えているところでございます。

また、「みんなのふるさと懇談会」略称でふる懇につきましても、町内会や実践会だけに限らず町内の団体やグループといった小規模な集まりも対象にし、より気軽に開催し、参加ができるものとさせていただきました。結果的にまだまだ小規模団体などの開催は少ないですけれども、子育て支援などの切実な問題として貴重なご意見が出されております。今年度においても、関係職員による「出前講座」など、形式にとらわれず気軽に参加できるような形での「ふる懇」を継続して開催してまいるところでございます。

行政や議会、町民参加など自治体の運営やあり方、基本的なルールを定める町の憲法と もいえる「町民基本条例(仮称)」につきましては、昨年から町民説明会や広報・広聴活動 により町民の皆様にご理解をいただいているところですが、本年度は自治基本条例検討委 員会を設置し、条例制定に向けた取り組みを行ってまいります。

また、これからのまちづくりは、住民自治を基本に行政と地域との連携がますます重要となってきますので、「町内会・実践会活動費補助金」や「地域住民自治活動振興補助金」などを継続し、住民自治活動を支援するとともに、住民グループや団体などが自ら取り組む地域福祉の充実や地域活力の向上につながる事業のほか、地域経済の活性化、さらには将来の雇用創出が期待できる事業などの持続的な発展をめざしたまちづくり・まちおこし

を支援する「元気なまちづくり総合補助金」の制度を創出してまいります。

いずれにしましても、合併新法に基づく期限が平成22年3月とされており、当面は自立の方向で厳しい状況を乗り切りながら、町民の総意でまちの将来を決める一歩を踏み出してまいります。

第2に「安心して暮らせる福祉の町をつくります」についてでございます。

すべての人は、一人の人間として、自分らしく心豊かに生活をしていきたいと考えているはずです。そのためにも健康で安心して暮らせるまちづくりをめざしていかなければなりません。

様々な福祉の制度が毎年のように改正され、それに伴い各種サービスの利用は拡大してきていますが、少子高齢化の影響に加え財政状況が非常に厳しい中、町はもちろんのこと地域や関係福祉団体との協力、町民が互いに助け合うことの重要性が増してきております。

まず、福祉と健康の拠点施設である総合福祉センター「うらら」の機能を活用した各種健康相談や健康診査、健康教育などを継続し、少しでも多くの方が気軽にサービスが受けられるよう利用しやすい環境や相談体制の充実を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者の方々が健康で安心して、元気に生活できるよう、「老人クラブ連合会」や「高齢者事業団」などの活動に対する補助を継続するほか、「災害弱者緊急通報装置設置事業」「愛の声かけ訪問事業」「訪問サービス事業」など、お年寄りの日常生活を支える事業を継続してまいります。

さらに、高齢者が自立した生活が送れるように「ホームヘルプサービス事業」「ショートステイ事業」「除排雪サービス事業」「配食サービス事業」や「通所型介護予防事業」などの在宅サービス、さらには交通手段を持たない高齢者や身体障がい者の通院のための「移送サービス事業」を継続し、見直すべき点は見直し、さらに充実し実施してまいります。

また、高齢者の総合的相談窓口である「地域包括支援センター」を中心として、地域の 高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助、支援、総合相談などを包括的 に行ってまいります。

次に、障がい者福祉につきましては、障がいを持つ人が安心して暮らすことができるよう「介護給付費」や「訓練等給付費」などの自立を促す支援事業を継続するほか、市町村ごとに実施する「コミュニケーション支援事業」「移動支援事業」「日中一時支援事業」などのほか、昨年新規事業として実施しました外出時の支援を行う「障害者外出支援サービス事業」の対象範囲を拡大して実施するほか、障がいを持つ人の交流の場である地域活動支援センター「きらきら本舗」への運営費補助を継続してまいります。

高齢者や障がい者に対する福祉の推進にあたっては、地域自治会やボランティアの協力、 さらに町民と行政の協働による「地域で支えあい」が必要だと考えておりますので、その 仕組み作りに取り組んでまいります。

次に、子どもの健やかな成長を願う政策でございます。

子育てに対しても厳しい社会情勢の中、親になろうとする若者たちに安心して子どもを 生み育てることができる環境を整え、子どもが健やかに成長できるような町をめざしたい と考えております。

まず、親が子どもを安心して自信を持って育てることを手助けするため、地域の子育て 支援の拠点となる「子育て支援センター」の平成21年度開設をめざし、関係職員による 内部検討や先進地視察、町民の意見をいただきながら準備を進めるほか、皆様からの要望 の強かった児童生活館の春休み期間の開設を本格的に実施してまいります。

そのほか、乳児健康診査や各種予防接種の充実、むし歯予防教室など、従来からの事業 を継続するとともに、従来年2回としていました妊婦健診に対する助成を年5回に拡大し、 超音波検診助成も新たに実施してまいります。

また、障がい児を持つ親の不安を解消するための交流の場や気軽に利用できるような環境を整える「障害児支援体制整備事業」を実施してまいります。

医療関係では、この4月からの医療制度改革により、高齢者に対する医療が、現在の老人保健制度から後期高齢者医療制度に変わることから、運営主体である「北海道後期高齢者医療広域連合」との連携を密にし、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう努めるとともに、本年度から実施される特定健診につきましては、対象年齢や健診項目を町独自に拡大し、町民の健康を守るために一層の充実を図ってまいります。

また、国民健康保険、介護保険、老人保健、後期高齢者医療の特別会計の健全な運営に 努めるとともに、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費、乳幼児医療費などの助成事 業の継続と道補助金の廃止に伴う激変緩和のため、町の単独で老人医療費の助成事業を行 ってまいります。

さらには、町の福祉の中核団体である社会福祉協議会や訓子府福祉会、各種福祉団体などに対しボランティア活動も含め様々な福祉活動を支援していくほか、本年度は、法務省の事業により人権思想の普及・高揚を図るため「地域人権啓発活動事業」にも取り組んでまいります。

また、事務の効率化を図るため社会福祉協議会の会計システムの導入に対し支援してまいります。

第3に「子どもたちが元気に育ち、明るく学ぶ町をつくります」についてでございます。 子どもを持つすべての親は、「丈夫な体と優しい心を持った子ども」を育てたいと願っております。「子育てとは人育て」と言われるように、次代を担う子どもたちの育成はまちづくりの基本になるものであり、それだけに心豊かにそして確かな学力を育む環境づくりは重要であります。

幼児期の情緒を育む事業として、図書館で行われている読み聞かせや子ども映画会、児童生徒への図書の貸出サービスの拡充を図るため、各学校への移動図書などについて継続して実施してまいります。

幼稚園・保育園関係につきましては、子育て相談の充実や障がい児保育のための補助員の配置を継続するとともに、保育時間の延長につきましては、保護者の意向調査を実施した結果、希望者が多かったこともあり、今年度から登園・降園ともに30分の保育時間の延長を実施してまいります。

学校教育につきましては、子どもたちの個性を大切にしたきめ細かな指導を推進するため、道費負担による教職員の加配をはじめ、小中学校に町費負担の臨時講師(訓小・訓中各1名)を配置するとともに、学校の食育に関する指導を推進するため、訓子府小学校に栄養教諭の配置も行ってまいります。

また、特別支援教育が学校教育法に位置づけられたことから、特別な支援が必要な児童 生徒への適切な指導及び必要な支援を図るため、訓子府小学校に特別支援教育支援員1名 を配置してまいります。

学校施設の整備につきましては、現在各家庭でのトイレの洋式化が普及してきていることから、小学校トイレ便器洋式化事業(訓小12基、居小6基)を実施するとともに、訓子府小学校スクールバンドと訓子府中学校吹奏楽部に対して楽器の購入をしてまいりたいと考えております。

さらに、生徒が生きた英語に触れ国際感覚を身につけるため、語学指導助手を引き続き 配置するなど教育環境の充実に努めてまいります。

訓子府高等学校の存続問題につきましては、全道的に高校の再編整備が進む中で、平成20年度の出願者数は59人と、何とか2学級を確保できる見込みになっていますが、依然として厳しい状況にあります。

今後も、生徒の確保や進路指導の充実に向けた助成、さらには「訓子府高等学校教育振興会議」「訓子府高等学校体育文化後援会活動費、マーチングバンド全国大会出場加算分」を含めて支援などを行い、訓子府高等学校の生徒へのスクールバス乗車についても引き続き実施してまいります。

訓子府高等学校存続に向けて、学校機関と教育委員会は勿論のこと、地域の代表者も含めた訓子府高等学校教育振興会議が一体となって町ぐるみで取り組んでまいります。

第4に「みんなで学び合い、文化の町をつくります」についてでございます。

先にも申し上げましたとおり、まちづくりの基本は人づくりであります。昭和59年に制定された「教育目標」に掲げられた「知」「徳」「体」「勤労」「社会」を備えた人格形成は町民の「学び」と「文化」「スポーツ」活動を通じて実現されるものでございます。

そのための環境づくりを一層充実していく必要があります。

人格形成に大きな役割を担う社会教育・社会体育活動を推進するため、「いつでも・どこでも・だれもが自由に学習できる環境の提供」を目標に、各種学級・講座やスポーツ教室・大会の開催をはじめ、芸術・文化の鑑賞機会の確保や展示・発表会を開催してまいります。

町民の町民による町民のための社会教育・社会体育活動の推進に向けて、指導者養成や 各種団体・サークルの育成などの各種活動を支援してまいります。

子どもたちの自主性・主体性を育む各種活動を推進するため、子ども放課後・週末支援 事業「竹の子クラブ」の実施や、日出・大谷地域の皆さんが開設した「みつばちクラブ」 への支援、さらには、子どもを対象としたスポーツ教室の開設やスポーツ少年団活動への 支援など、子どもたちの健やかな育成と健全育成を図る環境づくりに努めてまいります。

姉妹町である高知県津野町との交流事業は、従来の産業交流の他に、本年度から小学生を対象とした交換留学を実施し、開拓者精神を学びつつ、異なる自然・歴史・文化・産業・体験を通じて、21世紀に生きる子どもたちの交流を行っていきたいと考えております。

学びの拠点である公民館やスポーツセンター、図書館、歴史館をはじめとする社会教育・社会体育施設が有効に利用されるよう、施設の運営や適正な維持管理に努めてまいります。 第5に「農業も商工業も将来に夢がもてる元気な町をつくります」についてでございます。

町の活力の根幹は産業振興であります。冒頭でも述べましたが、現在北海道の経済は依然として低迷しており、経済循環の悪さが本町まちづくりの中心となる産業に大きな打撃を与えている状況でございます。

まず、本町の基幹産業である農業の振興についてでありますが、WTO/FTA交渉の 進展や「品目横断的経営安定対策」の導入に加え営農諸資材等の高騰など、農業情勢は大 変厳しい状況にあります。さらに昨年は、6月以降の降雹被害や集中豪雨など、本町農家 経営に与えた影響は多大なものがあります。

こうした厳しい状況を乗り越え、生産物の安心・安全といった消費者ニーズに応えるために、今後も「きたみらい農業協同組合」と十分な連携を図りながら農業行政を推進してまいります。

農業振興施策として「農業技術対策事業」や「農業振興対策事業」、「シストセンチュウの蔓延防止対策」などへの補助を継続するとともに、「農業経営基盤強化資金」や「次世代農業者支援融資」、「営農施設災害復旧資金利子補給」の継続に加え、新たに雹害対策として「気象災害対策資金」にも利子補給を実施してまいります。

畜産業に関してですが、「家畜資質改善対策事業」や「乳牛検定事業」「酪農ヘルパー事業」「畜産環境整備事業」などに対する補助を継続するとともに、町内酪農の生産基盤整備を行う「公社営畜産担い手育成総合整備事業」を継続するなど、経営安定と飼養環境の向上に努めてまいります。

農業基盤整備につきましては、「訓子府西・東部・南部地区道営畑総事業」で暗渠排水、 区画整理などを継続事業として実施するほか、新規事業として「北見南地区道営畑総事業」 による面的整備及び「道営西富地区かんがい排水事業」で紅葉川の排水路整備を実施いた します。

また、「道営柏丘 期地区農免農道整備事業」及び「道営高園地区一般農道整備事業」により整備していた南9線及び西26号線道路が本年度で完了いたします。

農地環境の保全を図るため、昨年度より実施している西富地区の「農地・水・農村環境保全向上共同活動支援事業」の継続実施と、新たに清住・実郷2地区の採択に向けて要望してまいります。

また、河川への汚泥流入原因究明のため、北海道の事業で行われる農地防災機能増進事業(2ヵ年)に取り組んでまいります。

さらに、北海道治山事業である「小山田の沢」の整備を継続してまいります。

農地の流動化の推進及び後継者の配偶者対策につきましては、農業委員会や農業協同組合など関係機関と引き続き連携を密に対応していくとともに、農地管理の適正化を図るため「農地地図情報システム」の導入を行います。

なお、懸案となっております常呂川河川敷地払い下げにつきましては、財務省、国土交通省を始め、北海道など関係機関に対する要請に引き続き努力してまいります。

訓子府土地改良区につきましては運営の円滑化を図るため、事務事業の執行について支援を継続してまいります。

林業関係につきましては、経営の健全化と民有林の健全育成のため、広域的な民有林育成指導を展開している新生紀森林組合に対する「民有林育成指導事業」に対して補助を継続してまいります。

また、森林育成と農業被害防止のため、猟友会訓子府部会に「有害鳥獣駆除協力補助金」などを継続してまいります。

林道の整備につきましては、道の代行事業として町有林の「吉井沢線林道整備」を継続

して進めてまいります。

商工業の振興につきましては、指導的役割を担っております商工会及び商店街協同組合に対し、補助を継続してまいりますとともに、「ふるさとまつり・さむさむまつり」などの開催を通して、地域の振興・活性化を図るため産業観光振興協議会に補助を継続してまいります。

また、商工業を取り巻く環境が依然として厳しい中、「中小企業特別融資利子補給」制度などを継続実施してまいります。

町内の消費購買力が依然として低下している状況のもと、商店街の有効な振興策が求められており、その実情を把握し、活性化策を構築するため、道内大学などの協力をいただきながら、商工業振興調査事業を行うとともに、魅力ある商業活動を推進するなどの取り組みについて、商工会及び商店街協同組合と連携してまいりたいと考えております。

また、農業交流センターにおいて継続的に地産地消をテーマとした加工講習を開催、地域活性化に向けた取り組みを推進してまいります。

労働関係につきましては、「連合北海道訓子府支部活動費補助」「季節労働者生活資金貸付及び利子補給」制度などを継続するとともに、昨年度から冬期間の雇用確保対策としての、 町有林の管理作業委託を引き続き実施してまいります。

また、季節労働者の雇用対策として、広域事業で雇用の安定化を図るため、各種資格取得等への支援を行ってまいります。

第6に「環境を考えた住みよい町をつくります」についてであります。

快適で衛生的な生活環境のため、農業集落排水処理施設は今後も維持管理に万全を期すとともに、実践会地区における個別排水処理施設整備につきましても、合併処理浄化槽方式の水洗化事業を推進するための「水洗便所改造等資金貸付制度」を継続するなど生活環境の向上に努めます。

上水道事業につきましては、水道水の安定供給を図るため大谷浄水場をはじめ、配水管網や既存施設の適正な維持管理に万全を期すとともに、安全で安定した水の供給を図るため清住浄水場ろ材(イオン樹脂)交換事業を実施してまいります。

次に、安全で快適な道路網の整備についてですが、北海道横断自動車道網走線の整備につきましては調査設計が進み、用地買収も本格的に進められる予定です。また、現在オロムシ川の橋梁も一部進められておりますが、整備促進に向けて道内関係市町村による建設促進期成会を通じて、関係機関への要請活動を進めてまいります。

また、町道網の整備では、「町道南13線交通安全施設整備事業」として、改良舗装60 4mm を行うほか、東町仲通東線道路整備事業として改良舗装215m、幸町線実測線調査 事業により訓子府駅構内を結ぶ南北道路の設計を実施してまいります。

単独事業としましては、町道舗装補修や区画線設置、若富地区北1条線歩道整備のほか、 保有する道路維持用車両の有効活用により、道路の補修や迅速な除排雪などを行い、安全 で効率的な道路交通網の確保に一層努めてまいります。

町営住宅整備関係では、経費節減に配慮しつつ、高齢者世帯や新婚世帯等に配慮した末 広団地(1棟4戸)改修と定住対策として、空き家になっている教職員住宅をリニューア ルするため、定住促進空家活用事業により2棟4戸を整備してまいります。

また、消防法の改正に伴い住宅に火災警報器設置が義務付けられたことにより、本年度

から2年計画で町営住宅全戸に火災報知器を設置いたします。

河川環境整備事業では、オロムシ川・ポンケトナイ川の早期完了並びに、オシマ川・シルコマベツ川の早期着工につきまして、各関係機関に要請活動を続けるほか、「河川改修整備事業」により日の出排水河川改修整備事業を行ってまいります。

また、各実践会や河川愛護組合に対する河川維持報償金を継続して、排水能力の維持向上と災害の未然防止につなげてまいりたいと考えております。

林地保全と小河川の安全確保に必要な治山事業については、引き続き要整備箇所施工の 要請活動を重ねてまいります。

100年におよび町民の交通手段として産業・教育・生活を支えてきたふるさと銀河線は一昨年をもって廃止されて、昨年は「跡地利用等検討協議会」などを通じ、幅広いご意見をいただき、レールや枕木の撤去を終えました。今年度も不用物の撤去を進める一方で、穂波・西富の「バス待合施設」を設置してまいります。

さて、町では交通事故の撲滅をめざし交通安全に取り組んでいるところですけれども、町内では平成16年から18年まで3件の死亡交通事故が連続して発生しておりました。幸いなことに昨年は死亡事故はありませんでしたが、死亡事故にまで至らない事故が毎年20件前後発生しており、その内約7割が交差点での事故となっています。

本年度も「交通事故死ゼロの日 目標毎日」を掲げて、関係機関・団体、地域と一体となり、啓発活動に積極的に取り組むほか、交通安全協会など関係団体への補助を継続するとともに、危険な交差点等の安全確保に配意してまいります。

さらに、防犯協会、暴力追放推進協議会への活動費補助を継続し、明るいまちづくりに 一層努めてまいります。

消防体制につきましては、この3月から北見地区消防組合管内の119番通報が全て北 見消防署の通信指令室で受付けることになり、緊急時の消防・救急体制が効率化され、よ り迅速に対応できるようになりました。

町民の生命と財産を守るための中心となる訓子府消防団へ引き続き支援を行っていくとともに、北見地区消防組合や関係機関と連携を強化し、より迅速に対応してまいります。

本年度は、救急自動車に搭載する除細動器の更新を行い、公共施設に設置した除細動器と合わせて、より一層の救命率の向上に努めてまいります。

地域に根ざした消防団の活動を安定させ強化するため、消防団互助会及び消防後援会に引き続き補助を継続するとともに、江別市で行われる消防団員の全道消防操法大会の出場と本町を会場として、行われる北見分会連合消防演習への支援をしてまいります。

昭和43年に建設され、老朽化が進む消防庁舎については、現在進めている建物の耐震調査の結果により、財政の状況や他事業との関連などを見極め、消防団や町民の皆様のご意見を聞きながら、幅広い手法の検討を進めてまいります。

第7に「効率的な行政、健全な財政をめざし行政改革をすすめます」についてでございます。

町の財政につきましては、冒頭でも申し上げましたが、今後も厳しい状況が見込まれており、歳入が大きく増える要素の少ない中、財政調整基金取り崩しや町債に頼る財政運営を強いられているところでございます。

今後も、行政改革をさらに強化することで歳出を縮減するなど、簡素で効率的な行財政

運営をめざすこととし、昨年度開催した町民参加による「財政分析」に引き続き、本年度中に財政健全化戦略プランを策定し、町民の皆様とまちづくり懇談会などを通じてご意見やご提案をいただいてまいります。

さらに、本町の特定する事業へ共感する町内外の人たちが寄付を通じて社会投資し、まちづくりに参加できる仕組みとして「訓子府ふるさとおもいやり寄付」制度を創設します。

こうした施策の応援団とも言える30周年を迎えた札幌くんねっぷ会、さらに東京くん ねっぷ会の再結成を通じて、寄付の輪を広げてまいります。

また、地域に密着し町民の目線に立った行政運営を通じ協働のまちづくりを進めるための「地域担当職員の配置」について、現在町内会や実践会のご意見などをいただきながら内部での協議を進めているところでございます。

町内会や実践会との調整が整い次第、職員の配置について議員の皆様にもご説明申し上げ、なるべく早い段階で事業の実施を行っていきたいと考えているところでございます。

また、国や地方公共団体との情報や通信の共有を目的として、平成15年から導入している、総合行政ネットワークシステム(LGWAN)機器を更新し、さらに行政事務などの効率化を図ります。

私は、就任当初より「当面、副町長を置かない」ことで約1年が経過しました。その間、 課長の権限と責任を拡大し、職員に大きな負荷をかけてきているところでございます。町 民の皆様にもご不自由をおかけしていることとは思いますが、厳しい財政状況を乗り切る ためにも、本年度もこのシステムを引き続き行ってまいりたいと思いますのでご理解のほ どよろしくお願いいたします。

職員につきましても、職員研修を充実し、自己研鑽を奨励し全体の奉仕者として能力と 意欲を十分に発揮し、町民の目線に立った仕事をすることを基本に、地域活動やボランティア活動への積極的な参加を奨励するなど、町民の皆様の役に立つ役場づくりに努めてまいります。

こうした「役場力」に最近の新たな住民活動の動きを見ていると地域新エネルギー創出 に向けた組織の設立や若者有志による「祝花火 めざせ1,000発」の取り組みなど、 町の活性化を「町民自身の手で」の考えが広がってきているところでございます。

町民自治やボランティアなどの「町民力」を、さらには議員の皆様のお力を加えて、冒頭で申し上げた「みんなで創る訓子府の元気」を考え、「訓子府の底力でふるさとの未来を拓く」まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、平成20年度の町政執行に向けて、所信の一端と主な施策について述べさせていただきましたが、私は、全ての町民の皆様がますますふるさと訓子府町を好きになり、そして住みやすい町を実感していただくため、今年度も全力を挙げて取り組む決意でございます。

改めまして、町民の皆様と町議会議員の皆様の一層のご理解、ご指導、ご協力を心からお願い申し上げまして、平成20年度の町政執行方針とさせていただきます。

議長(橋本憲治君) 教育長。

教育長(山田日出夫君) 平成20年第1回定例町議会の開会にあたりまして、教育委員会所管の教育行政執行方針について申し上げまして、町議会議員の皆様並びに関係機関、町民の皆様の深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今日、わが国においては、国際化の進展や情報化、少子高齢化の進行による家庭、地域などの社会状況の変化や子どもたちを取り巻く環境の大きな変容などへの対応が大きな課題となっております。このような中、教育基本法の改正を受け、昨年は教育三法が改正されるなど、教育を取り巻く環境も大きく変化しております。また、国においては現行学習指導要領の「生きる力」を育む理念を引き継ぐ、新しい学習指導要領案の公表が行われるなど、学校教育の改革・改善も進められております。

しかし、どのような時代にありましても、子どもたちが健やかに成長できる環境に取り 組んでいくことが必要であり、これらの動向を十分注視しつつ、新しい時代に向けた取り 組みを進めていかなければなりません。

このような状況の中、学校教育においては、子どもたちが、学ぶ楽しさを感じながら個性や能力を伸ばしていける教育環境づくりに努める必要があります。また、社会教育においては、生きがいとゆとりある人生を過ごすため、生涯にわたり自由で主体的な学習活動を行うことができることが大切であります。そのためには、本町の教育目標の「知」「徳」「体」「勤労」「社会」の5領域において、第5次訓子府町総合計画の基本目標であります「こころ豊かで生きがいあふれるまちづくり」をめざした教育行政の推進に努めてまいります。

はじめに『学校教育の充実』についてであります。

学校教育においては、子ども一人ひとりが学ぶ意欲を高め、確かな学力を身に付けるとともに、豊かな心と健やかな体など生きる力を育む教育活動を展開しているところでございます。特に、確かな学力の向上については、昨年度実施しました「全国学力・学習状況調査」の結果に基づき指導方法の工夫・改善を図っていくことが必要であり、調査結果を十分活用し適切に取り組むとともに、本年度も文部科学省の方針に沿って実施し学力向上に努めてまいります。また、道の加配措置と町単独の臨時講師を引き続き配置し、きめ細かな学習指導の充実などにも努めてまいります。

児童生徒の生活指導につきましては、今日、全国的に児童生徒に関わる事件・事故が発生していることから、学校における生徒指導のなお一層の充実が求められております。命を大切にする心、善悪の判断などの倫理観や規範意識、他人を思いやる心などを育むことが重要であり、道徳の時間をはじめ、学校教育活動全体を通して豊かな心を育む教育を推進してまいります。特に、いじめや不登校問題は児童生徒が発する心のサインでございますので、それを敏感に受け止め、状況を的確に把握するとともに、学校全体で迅速かつ適切に対応し、学校、家庭との連携を図りながら、児童生徒や保護者の不安・悩みを受け止める教育相談体制等の充実にも努めてまいります。

また、基本的な生活習慣として、幼稚園(保育園)、小中学校・高校の共通目標である「あいさつ(声かけ)運動」を継続してまいります。

児童生徒が、健やかにたくましく成長するためには安全の確保や心身の健康が極めて重要であります。このため、児童生徒の安全・安心を地域ぐるみで守り育てることが大切であります。「スクールガード・リーダー」による学校巡回の継続や家庭・地域・関係機関団体等との連携・協力による各種安全対策事業の定着を図ります。また、学校においては、安全教育の充実や危機管理体制の点検、防犯教室・防犯訓練の実施など、安全対策の充実に努めてまいります。さらに各種健康診断、健康教育、相談体制の充実や体力づくりを推

進してまいります。

校舎等の耐震診断につきましては、昨年度、訓子府小学校の校舎の2次診断を実施したところでありますが、3月中旬までにまとまる予定の診断結果等を踏まえ対応してまいりますとともに、訓子府小学校・居武士小学校体育館、他の該当施設につきましても、今後、総合的に判断しながら検討してまいります。

特別支援教育につきましては、現在も訓子府小学校に情緒障害学級や知的障害学級・肢体障害学級・ことばの教室を訓子府中学校には情緒障害学級を設置し、適切な就学に努めております。特別な支援が必要となる児童の増加等に伴い、学校における特別支援教育の支援体制の充実を図るため、訓子府小学校に特別支援教育支援員1名を配置し、きめ細かな対応に取り組んでいくとともに、幼稚園(保育園)・学校・関係機関等と連携を図り、適切な支援に向けてまいります。

経済的に就学困難な児童生徒に対しましては、就学援助などのきめ細かな対応に努めて まいります。

スクールバスの運行につきましては、運転者と児童生徒とのコミュニケーションや乗車マナーの指導なども含め、安全運行に努めてまいります。また、本年度も引き続き訓子府高校生も乗車させてまいりたいと考えております。

教職員につきましては、子どもたちの人格形成を目指して、その育成を促す重要な役割を担っているところであります。教育の専門家としての確かな指導力や豊かな人間性などを高めることが求められております。このため教員には常に研究と修養に努め専門性の向上を図ることが必要であり、絶えず主体的に研修を積み重ねていくことができるよう校内研修・学校教育指導訪問の充実を図ります。また、各種研修事業等への支援や参加の促進を図るとともに、教職員の能力・資質の向上と学校の活性化を図り、その成果を児童生徒に還元する目的のため、全道統一しての学校職員評価制度を実施してまいります。さらに、教職員としての自覚を高め、モラルの向上や服務の徹底を図るとともに、教職員の健康管理などの福利厚生に対しましても支援してまいりたいと思います。

国際理解教育では、次代を担う子どもたちが国際的感覚と行動力を身につけることが必要であります。このため、引き続き語学指導助手を配置し、英語による基礎的・実践的なコミュニケーション能力のより一層の向上を図ってまいります。また、中学校をはじめ幼稚園・各小学校・高校への派遣や公民館講座などの活用により、多くの町民に語学教育や外国の歴史・文化・伝統にふれあう機会を提供してまいります。

情報教育につきましては、児童生徒にコンピュータの基礎的操作の習得と併せ、授業における効果的な活用や適切な情報を主体的に収集、選択し活用できる情報活用能力、さらに情報モラルなどを含めた育成に努めてまいります。

学校は、自らが説明責任を果たし、地域に信頼され開かれた学校づくりを推進することが重要であります。このため、「学校だより」を全戸配布するなど積極的に情報提供を行い、公開授業を実施してまいります。

さらに、学校評議員や学校評価等を活用し保護者や地域住民の声を活かした学校運営の 改善・充実を図ってまいりますほか、「訓子府町幼小中高教育推進会議」により、諸課題の 解決に向けた取り組みを進めてまいります。

次に各学校等について申し上げます。

幼稚園につきましては、義務教育及びその後の教育の基礎が培われる極めて重要な時期であることを踏まえ、幼児の健やかな成長のため、家庭、地域、幼稚園が十分な連携を図り、一層の幼児教育の充実に努めてまいります。また、保護者の就労形態の多様化などから家庭での保育が困難な保護者のニーズに対応するため、登園時間を30分早め午前7時30分からお預かりすることとし、午後4時30分からの延長保育につきましても、最長午後6時30分まで30分延長してまいります。

さらに、幼稚園は昭和53年4月開園以来30年の大きな節目を迎えることから、記念誌を発行するほか、平成21年度からの新幼稚園教育要領の完全実施に向けた取り組みに努めてまいります。

また、障がい児保育のための保育補助員の配置や小・中・高校等学校、老人福祉施設などとの交流・連携にも積極的に取り組んでいくほか、子育ての悩みや子育ての不安が増大している状況を踏まえ、気軽に相談できるよう相談室や園庭を子育て情報交換の場として活用できるような環境にも継続して努めてまいります。

訓子府小学校につきましては、教科用教材やスクールバンド用楽器の更新、児童用トイレ便器の一部洋式化など、施設や教育環境の整備・充実に努めてまいります。また、本年度も引き続き町単独の臨時講師を配置するとともに、本年度から新たに特別支援教育支援員を配置するなどサポート体制の充実を図ってまいります。

居武士小学校につきましては、印刷機の更新のほか、教科用教材や図書・屋外音響設備の整備・充実などに努めてまいります。

訓子府中学校につきましては、本年度も吹奏楽・楽器の更新のほか、教科用教材の購入、 部活動補助や図書の充実などに努めてまいります。

また、町単独の臨時講師を配置し、各教科・特別活動等の指導体制の充実に努めてまいります。

町から事務の一部委任を受けております保育園の運営につきましても、幼稚園と同様に家庭での保育が困難な保護者のニーズに対応するため、各施設におきまして登園時間を30分早め午前7時30分から、降園時間も30分延長し午後4時30分までとし、通常保育時間を1時間延長してまいります。また、午後4時30分から引続き行われております。

延長保育につきましても、最長午後6時30分まで30分延長し、保護者のみなさんが 安心して働くことができ、ゆとりをもって子育ての喜びを味わうことができるよう保育時間を延長してまいります。また、子育ての相談窓口としての子育てトークの開催や未就園 児と保護者が活動する機会を設ける「保育参加」の園開放などにも努めてまいります。

学校給食センターにつきましては、子どもたちの健全な食生活と心身の成長を図るため、生きた教材である学校給食の果たす役割がますます高まっております。このため、本年度から訓子府小学校に栄養教諭を配置し、全学校での食に関する指導や望ましい食習慣が身に付けることができるような体制の充実に努めてまいります。また、成長期にある子どもたちの健全な発達のため、衛生的で安全なおいしいく栄養バランスに心がけた給食の提供を進めます。そのためにも、国産・道内産や地場農産品、減農薬野菜などの安全な食材の積極的な活用に引き続き努めてまいります。

訓子府高等学校につきましては、昨年度に公表された「公立高等学校適正配置計画」に より毎年度見直しされることから、平成20年度以降の生徒確保が大きな課題となってお ります。このため、新たな支援も含め引き続き訓子府高等学校教育振興会議等を通じた支援策を講じ「進路決定率100%」「部活動の活発化」などの学校の教育活動等と一体となってPRに努め生徒確保に努めてきたところであります。この結果、平成20年度の出願状況は前年度より大幅に増加する見込みとなりました。しかし、依然として訓子府高校の置かれている状況は厳しいものがあり、特に平成21年度は、この網走中学区における、中卒者数が大幅に減少することが見込まれていることから、より一層、積極的な募集活動を図るなど、関係機関・団体等との連携を強めながら、来年度以降の入学生確保に取り組むなど、存続に向けた積極的な各種施策等を図ってまいります。

次に、『社会教育の振興』についてであります。

「いつでも、どこでも、誰もが自由に学べる生涯学習社会を目指して」を基本理念として、個人やグループなど全ての人が自由に学習しながら成長できる環境の確保が必要になっています。

そのために、住民のあらゆる学習活動への支援を図るのはもちろんのこと、学校教育と 社会教育における情報の共有や事業の連携、生涯学習情報紙「まなベル」の発行、チラシ、 インターネットなどによる各種事業の情報提供を継続してまいります。

青少年教育につきましては、遊びを通じて野外活動やスポーツ・異年齢集団活動など、子どもたちの放課後や週末の活動拠点として「竹の子クラブ」の実施はもとより、居武士小学校区で自主的にスタートした「みつばちクラブ」への継続支援を図るとともに、リーダー養成研修等を実施してまいります。また、子どもたちを犯罪から守り安全を確保するための「子ども110番の家・車」「安全パトロール隊」事業を継続し展開してまいります。子どもたちの健全育成を図るためには、学校ばかりでなく家庭や地域における教育力が重要であることから、三者の連携による環境づくりや取り組みにも努めてまいります。青年の学習活動につきましては、青年活動の場の確保、各種研修会や大会への派遣及び指導者養成に努めてまいります。

成人教育につきましては、多様化するニーズや現代的な課題に対応するため、「公民館講座」や「はぐくみ講座」、「男女共同参画講座」等の開催、さらには自らが様々な課題に取り組むための「マイプラン・マイスタディ事業」への支援をしてまいります。また、子どもたちの健やかな成長を願い家庭・学校・地域の連携を促進するための取り組みや教育環境の整備に努めてまいります。

高齢者教育につきましては、多様化する社会に対応する力や健康で生きがいを高める自主的な学習活動をしている「若がえり学級」を支援していきます。また、高齢者のもつ知識や経験などを町の学習・芸術・文化活動や異世代交流などに幅広く活用でき、そのことが喜びにつながるような環境づくりに配慮してまいります。

芸術・文化につきましては、心を豊かにし人生を有意義なものにする芸術・文化の鑑賞機会や学習の場を設けるため、「町民芸術劇場」の開催や文化団体・サークル活動への支援や発表活動などの機会を設けてまいります。

さらに、児童生徒の書道や絵画、工作などの発表の場を設けるため「ジュニア・アート・フェスティバル」を継続開催してまいります。

また、歴史館を拠点として住民共有の財産である郷土の歴史・文化を保護・保全してまいります。

地域の伝統文化を伝承するため、児童生徒などへの「語りべ事業」を展開するとともに、 高齢者などの豊富な知識や経験を活かした伝統文化をデジタル映像として記録保存をして まいります。

さらに、図書館と歴史館をつないだ空間で「子どもまつり」を開催するなど、施設の有効利用も図ってまいりたいと思います。

公民館につきましては、団体や個人が気軽に芸術・文化そして学習活動を発表できる場としてロビーを開放し、より意欲的な活動ができるように支援体制を図るとともに、利用者懇談会などを開催し、より親しまれる公民館として努力してまいります。また、利用予約のない午後5時以降の夜間を閉館にするなど、施設の利用効率を高めながら経費の節減に努めてまいります。

図書館につきましては、蔵書や資料の充実、「本の宅配サービス」や「移動図書」を継続するとともに、幼児期より読書力を高めるため講演会や「読み聞かせ会」などを継続実施してまいります。また、「町民の本棚」としての利用促進はもちろんのこと、郷土資料の収集・保存に努め、町民からの資料の寄贈、寄付の呼びかけを継続するとともに、「古本市」などの事業を通じて図書館のPRに努めてまいります。

他の図書館とネットワーク化されている蔵書検索システムを活用し、より連携を強める ため業務システムの更新を行い、住民への広域的な情報提供サービスの向上を図ってまい ります。

次に、社会体育につきましては、心身ともに健康で活力ある生活を営むために有効な手段でありますスポーツを振興し、スポーツ人口の底辺拡大のために、各種スポーツ教室や管内・全道規模の「KAPPAマスターズ水泳大会」、「オホーツク玉入れ選手権大会」を継続開催してまいります。

また、年間を通じて実施しております「生涯健康づくり促進事業」については、健康・体力づくりを図りながら、さらに住民の健康に対する意識が高まるよう努力してまいります。

学校の体育授業に地域の指導者を派遣しております「地域スポーツ指導者派遣事業」の 継続や各種スポーツ団体活動の促進、指導者の養成や研修会等への派遣事業を進めてまい ります。

社会体育施設の維持管理につきましては、スポーツセンターの高圧ケーブル、温水プールの塩素監視用残留塩素計、パークゴルフ場の乗用芝刈り機を更新し、施設の整備に努めてまいります。

また、温水プールの開設期間や時間を一部短縮し、利用形態と経費節減の均衡を図るなど、各施設につきましても、一層、効率的な運営を図りながら、安全で快適な環境づくりに努めてまいります。

社会教育・社会体育に関連する団体等への支援につきましては、文化連盟、体育協会、 青少年団体、成人団体など自主的な文化・スポーツ活動を行っている各種団体及び、町内 で開催される管内規模以上の大会に対して補助を継続してまいりたいと思います。

以上、平成20年度の教育行政に係る主要施策等について申し上げましたが、その執行にあたりましては、町民の皆様の期待と信頼に応え、学校、家庭、地域、関係機関団体等と一体となって、地域に根ざした教育行政の推進に努めてまいりますので町民の皆様並び

に町議会議員の皆様の深いご理解とご協力を心からお願い申し上げ、平成20年度の教育 行政執行方針とさせていただきます。

議長(橋本憲治君) ここで午後2時10分まで休憩にいたします。

休憩 午後 1時56分 再開 午後 2時10分

議案第17号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第 7号、 議案第 8号、議案第 9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、 議案第13号

議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。この際、日程第11、議案第17号、日程第12、議案第21号、日程第13、議案第22号、日程第14、議案第23号、日程第15、議案第7号、日程第16、議案第8号、日程第17、議案第9号、日程第18、議案第10号、日程第19、議案第11号、日程第20、議案第12号、日程第21、議案第13号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第17号から順次説明を願います。

福祉保健課長。

福祉保健課長(佐藤純一君) 議案書の64ページをお開き願います。

議案第17号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する制定について、提案説明をさせていただきます。

訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例(平成18年条例第6号)の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

別紙でありますが、65ページの改正条例案をご説明いたします。

平成18年の改正条例附則第3条におきまして、平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例について規定をしておりますが、これは平成17年度の税制改正により 老年者の非課税限度額が廃止されたことに伴い、保険料段階が引き上げられる者が出てくることから、激変緩和措置を設けることを規定していたものであります。

今回は、この激変緩和措置を平成20年度も講ずることができるよう規定した「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」が12月に公布されたことから、この政令にあわせ平成20年度においても保険料負担の激変緩和措置を設けようとするものであります。

附則第3条の見出しを「平成18年度、平成19年度及び平成20年度における介護保険料率の特例」に改め、附則第3条に第3項を加え、第3項第1号においては条例本則第3条第4号に該当し本来であれば、年額42,000円の保険料となる者が、税制改正が無かったとした場合、条例本則第3条第1項に該当し、年額21,000円の保険料となる者は平成20年度においては保険料を34,800円とするものであります。

以下、第2号と第3号については、年額42,000円の保険料を該当する項目に合わせ、34,800円、38,200円とするものであります。

第5号から第7号につきましては、条例本則第3条第5号に該当し、本来であれば年額52,500円の保険料をそれぞれ該当する項目に合わせ、平成20年度の保険料を42,00円、45,300円、48,700円とするものであります。

ちなみに、この激変緩和措置の内容につきましては、平成19年度と全く同様の内容となっております。

以上、訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよるしくお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) 企画財政課業務監。

企画財政課業務監(森谷清和君) 続きまして、議案書の90ページお開きいただきた いと思います。

議案第21号について提案説明申し上げます。

議案第21号 訓子府町ふるさとおもいやり寄付条例の制定について、訓子府町ふるさとおもいやり寄付条例を次のように制定しようとするものであります。

説明のところにも記載しておりますが、この条例は、町民だけでなく町外の方も含め、 本町のまちづくりに共感いただける多様な方たちが寄付行為という形でまちづくりに参加 し、寄付者の社会的投資を具体的に実現することができる制度をつくろうとするもので、 新たなまちづくり手法のひとつとして運用するとともに、税制改革においても個人住民税 における寄付金税制の拡充、またふるさと納税制度への対応に向けた取り組みにもなるも のと考えております。

それでは、条文の説明を行いますので、議案書の91ページをお開きいただきたいと思います。

この条例では、はじめに前文を設け、この条例を制定するにあたっての基本的な姿勢と 決意を表明しております。3行目からご覧いただきたいと思いますが、「これからも先人た ちの尊い精神を受け継ぎ、訓子府町に思いを寄せるさまざまな人たちがまちづくりに参加 できる訓子府町らしい新たな自治を展開し、いつまでも希望のもてる活力に満ちたまちづ くりを推進するため、この条例を制定する」旨、規定しています。

第1条では、「多様な人たちが寄付行為を通じて、まちづくりに参加し、寄付者の社会的 投資を具体化することにより、特色あるふるさとづくりに資すること」を目的に規定して います。

第2条につきましては、社会的投資を具体化するための事業として第1号から4号までに規定し、寄付者自らが寄付金の使途を指定いただくことで参加意欲を高めることとしています。

第1号の「安心して暮らせるふるさとづくり事業」は、主に福祉分野の事業。

第2号の「元気な人を育てるふるさとづくり事業」は、主に子育てや教育分野の事業。

第3号の「豊かな環境と資源を活かしたふるさとづくり事業」は、主に環境や農産物・ 地域エネルギーなどの資源活用分野の事業。

第4号の「その他、特色あるふるさとづくりに関する事業」は地域経済の活性化や定住 促進などにつながる事業と大きなくくりで4つの事業を規定しております。

なお、寄付を募るにあたっては、さらに具体的な事業を示しながら取り組んでいくこと

としております。

次に、第3条では、寄付金を適正に管理するため「訓子府町ふるさと思いやり基金」を 設置する旨、規定しています。

第4条第1項では、寄付者が自らの意志で寄付金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できる旨を、同条第2項では、事業の指定がない寄付金については、町長が事業指定できる扱いとする旨、規定しています。

第5条では、第3条に定める基金の積み立て、処分、運用にあたっては、寄付者の意向 に十分配慮する旨、規定しています。

次に、第6条では、基金に積み立てる財源は、寄付金とすることを規定しています。

第7条、第8条は、他の基金同様、「基金の管理」、「運用益金の処理」についてそれぞれ 規定し、第9条では、基金は、第2条各号に定める事業に要する費用に充てる場合に限っ て、全部又は一部を処分することができる旨、規定しています。

第10条では、毎年度の終了後3ヵ月以内にこの条例の運用状況について、議会に報告するとともに、公表し、透明性を確保することを規定しています。

第11条では、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に規則等で定める旨規定 しています。

本条例には規定していませんが、寄付金は小額寄付にも対応するため、一口5千円を原則とし、基金の処分を行った場合は、事業への充当結果を寄付者に報告するなどの扱いを規則で定めることとしています。

最後に附則では、この条例は公布の日から施行する旨規定しています。

以上、議案第21号 訓子府町ふるさとおもいやり寄付条例の制定について、提案説明させていただきました。ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(橋本憲治君) 町民課長。

町民課長(中山信也君) 議案第22号 町税条例の一部を改正する条例でございます。 議案書の93ページから始まるものですが、議案書の100ページの新旧対象表と別紙で お渡ししています「町税条例の一部を改正する条例の概要」をもとにご説明したいと思っ ております。

今回の改正は、おおまかには2点の改正となってございます。1点目は、後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税からの後期高齢者支援金等の課税に係るものと、2点目は国民健康保険税の65歳以上の世帯の特別徴収に係るものでございます。それでは、ご説明申し上げます。

第142条第1項は、後期高齢者医療制度に伴う国保税からの後期高齢者支援金等に係る文言の追加となるものでございます。第2項は、国保税の課税限度額を56万円から47万円に引下げ、第3項は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を12万円とするものでございます。

第143条第1項は、国保税に係る所得割額を100分の7.0から100分の5.6とし、第144条は、国保税に係る資産割額を100分の30から100分の10とするものです。

第145条は、国保税に係る被保険者均等割額を31,000円から29,000円に、 第145条の2は、(国保税に係る)世帯別平等割額を31,000円から29,000円 とし、特定世帯においては、14,500円とするものです。なお、特定世帯とは、特定同一世帯所属者が国民健康保険被保険者の資格を喪失した方で、喪失した前日に属する月以後5年間を特定世帯ということになります。後の第147条の3の後期高齢者支援金の世帯別平等割及び第163条の国保税の減額においても同様の扱いとなりますのでお願いいたします。

第146条は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額を100分の1.4とし、第14 7条は、資産割額を100分の20とするものでございます。

第147条の2は、後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額を1人について3,000円とし、第147条の3は、世帯別平等割額を3,000円に、特定世帯を1,500円とするものです。

第148条、149条、149条の2、3は、第142条第3項が追加されたことにより対象規定が変更となるものでございます。

第151条は、国保税の徴収を特別徴収と普通徴収とするものでございます。

第152条の納期については、普通徴収におけるものとなります。

第154条第1項及び第2項は、国保税の特別徴収の対象者となる方の規定で、納入義 務者が老齢等年金給付の支払を受け、65歳以上の被保険者である世帯主の場合となるも のでございます。

第155条は、特別徴収義務者の指定です。

第156条は、特別徴収をした税額の納入義務に関する規定で、徴収した月の翌月10日までとするものでございます。

第157条は、被保険者の資格喪失等の場合の通知に関する規定で、第158条は、既に特別徴収対象被保険者であった方の仮徴収、第159条は、新たに特別徴収対象被保険者となった方の仮徴収の規定でございます。

第160条第1項は、特別徴収の対象でなくなった場合には普通徴収の方法により、第2項は、被保険者から徴収すべき税額を超える場合は、未納に係る徴収金に充当する規定でございます。

第163条は、国保税の減額の規定で国保税の課税限度額の変更に伴うものと後期高齢者支援金等課税額の追加によるものでございます。

第1号、(口)は、国民健康保険被保険者に係る世帯別平等割額を21,000円から20,300円に、特定世帯は10,150円とするものです。(八)は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を2,100円とし、(二)は、(後期高齢者支援金等課税額の)世帯別平等割額を2,100円、特定世帯は1,050円とするものです。(ホ)は、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を1人につき4,200円を4,900円とするものです。

第2号、(口)は、国民健康保険被保険者に係る世帯別平等割額を15,000円から14,500円に、特定世帯は、7,250円とし、(八)は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を1人につき1,500円、(二)は、世帯別平等割額を1,500円、特定世帯は750円とするものです。(ホ)は、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を一人につき3,000円を3,500円とするものです。

次に、条例附則の改正です。

第20条の1、2、3、4は、平成18、19年度における公的年金等所得に係る減額の特例、所得割額算定の特例の規定を削るものでございます。

第20条、21条、22条、23条、23条の2、3、第24条、24条の2、3、4、5については、「特定同一世帯所属者」の文言の追加及び関連規定の変更に伴うものでございます。

附則でございます。

1号の施行期日は、平成20年4月1日から。

2号は、新条例の適用は平成20年度分から。

3号は、第159条の「新たに特別徴収対象被保険者となった者の仮徴収」の規定は、 平成20年度からとするものです。

4号は、経過措置として、平成19年10月1日現在、65歳以上で老齢等年金給付を受けている被保険者である世帯主については、4月1日から9月30日までの間、特別徴収対象年金が支払われる場合には、国保税として支払回数割保険税額の見込額として特別徴収ができること。

5号は、4号の算定方法となってございます。

8番(山本朝英君) 目を離してるうちに、どこまでいったんだか分からなくなったので、たまにページ数言ったりしてもらえれば助かるんですけど、すみませんね。

議長(橋本憲治君) 附則からもう1回。

町民課長(中山信也君) それではすいません。98ページの下の方の附則のほうからいきます。

1号の施行期日は、平成20年4月1日からということでございます。

2号は、新条例の適用は平成20年度分から。

3号は、第159条の「新たに特別徴収対象被保険者となった者の仮徴収」の規定は平成20年度からとするものです。

4号は、経過措置として、平成19年10月1日現在、65歳以上で老齢等年金給付を受けている被保険者である世帯主については、4月1日から9月30日までの間、特別徴収対象年金が支払われる場合には、国保税として支払回数割保険税額の見込額として特別徴収ができること。

5号は、4号の算定方法となってございます。

以上、町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。ご審議の上、ご 決定をくださいますようお願い申しあげます。

議長(橋本憲治君) 幼稚園・保育所事務長。

幼稚園・保育所事務長(菅野 宏君) それでは、議案書の115ページをお開き願います。

議案第23号 訓子府町立 幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例(昭和52年条例第18号)の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

記、以下をご説明いたします。

訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例。

訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例(昭和52年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「8,660円」を「8,860円」に改めるものでございます。

新旧対照表を117ページに記載しておりますので、あわせてご覧いただきたと思います。

改正の理由としましては、幼稚園の保育料及び入園料につきましては、以前から、地方 交付税における基準財政収入額の積算基礎額を基に、徴収しているところでございますけ れども、保育料分の基準財政収入額の積算基礎額が、改正されましたことから条例を改正 しようとするものであります。

なお、保育料につきましては、本町の場合には、保育料分として6,100円と給食費分として、2,560円、合わせて月額8,660円を徴収しておりますが、この保育料分の積算基礎額が200円増額となりましたので、保育料分を6,300円とし、給食費分を加えて月額8,860円とするものでございます。

115ページに戻りまして、記以下の4行目になりますけれども、「別表第2を次のように改める。別紙。」でありますが、先ほどの117ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

別表第2、預かり保育料徴収額表でございますけれども、平成19年度分から税源移譲により、所得税額が約2分の1になることに伴い、現行の保育料収入も減少することを避け、現行どおりの保育料収入とするため、この階層区分の税額を見直し、条例を改正しようとするものでございます。

したがいまして、保護者の負担を多くするための改正ではありませんので、ご理解をお願いいたします。

新旧対照表の右の現行の表と、左の改正案の表を見比べていただきたいのですけど、現行の階層区分、第5階層の17,000円未満を、左の改正案では、2分の1の8,50 0円未満に、第6階層においても80,000円未満を40,000円未満にします。

なお、第8階層の現行20万円未満以降の、第9・10階層は税額が変わるため単純に2分の1にはならないことをご了解願いたいと思います。

なお、附則ですけれど、115ページに戻っていただきまして、この条例は、平成20 年4月1日から施行するものでございます。

以上、訓子府町立幼稚園保育料等 徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますよう よろしくお願いいたします。

議長(橋本憲治君) 企画財政課長。

企画財政課長(佐藤正好君) 議案第7号 平成20年度 訓子府町一般会計予算について、提案説明をいたします。

内容につきましては、事前にお配りしております「各会計予算案説明資料」と「予算書」 の2冊によって説明させていただきます。

なお、説明の中で、前年度あるいは昨年度と表現する部分につきましては、平成19年度を、本年度と表現する部分につきましては、平成20年度を指しておりますので、そのようにお聞き取り願いしたいと存じます。

また、前年度の予算額につきましては、当初予算は骨格予算でありましたので、町長選

挙後の政策予算を盛り込んだ6月補正後の額を、予算書や説明資料に記載しておりますので、この点も含めてご理解をいただきたいと思います。

それでは、はじめに説明資料をご覧いただきたいと思います。

1ページは、予算編成の基本に触れておりますが、本町の歳入の半分を占める普通交付税について、本年度においては地方の財源不足を補うための特別枠として「地方再生対策費」が創設される見込みとなっておりますが、実質的な伸びが期待できない状況にある一方で、公債費やこれに準ずる債務負担行為に係る償還費が高い水準で推移しておりますので、依然として厳しい財政運営が続くといえるかと思います。

こうした中で、本年度の予算編成に当たりましては、各種施策の見直し、特に公共施設の維持管理の見直しを行い、経常経費の縮減に努めながら、一方では町民生活に与える影響に配慮しつつ、最少の経費で最大の事業効果を上げることを基本に進めてまいりました。

この結果、本年度の一般会計の予算総額は、38億7,570万円となっており、前年度予算と比較し、3.4%の減という結果になってございます。

その款毎の予算額と伸び率につきましては、5ページのとおりでありますが、歳出では、4款、衛生費において、医療制度の改正に伴う老人保健特別会計繰出金の減などによりマイナス35.5%と大きく減少しており、逆に、土木費では、未広団地の改修工事や定住促進空き家活用事業による住宅改修工事に着工することなどから18.8%の増となっているのが特徴と言えます。

8ページには、人件費の資料を載せておりますが、下の方の合計欄の、右から 4 列目にありますように、本年度は 8 億 1 , 4 0 5 万 8 , 0 0 0 円が一般会計と特別会計の人件費総額でありまして、前年度対比で 5 , 0 5 2 万 6 , 0 0 0 円の減ということになってございます。

これは、町長給料の減額や副町長を置かないことによる特別職給与の減のほか、本年度は退職者に係る退職手当組合負担金の精算金がないことなどによるものでございます。

次に9ページをご覧願いたいと思います。

この表は、基金の保有状況を一覧にしたものでありますが、表の下から4段目の一番右側にありますように、本年度末の基金保有見込額は、一般会計の計で17億1,359万2,000円となる見込みでございます。

10ページからは投資的事業として、15ページからは補助奨励費を、20ページからは扶助費の内訳と事業の内容を、一覧にしておりますので、ご覧いただきたいと思います。また、51ページ以降には、事業箇所図を添付しておりますので、それぞれご覧をいただくこととし、予算書における説明はこれら資料の内、新規事業など特別なものについてのみ説明をさせていただきますのでご了承いただきたいと存じます。

それでは、予算書によって説明をさせていただきますので、予算書の2ページをお開き ください。

議案第7号 平成20年度 訓子府町一般会計予算でありますが、平成20年度訓子府町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。としまして、第1条では予算総額を38億7,570万円としております。

また、第2項では歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、次のページから12ページにあります「第1表 歳入歳出予算」によることを規定しておりますが、これについてはご覧

をいただくこととし、その内容については、後ほど、17ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきます。

2ページに戻りまして、第2条と第3条は債務負担行為と地方債について定めておりますが、これについては、別表によって説明をさせていただきます。

第4条では、金融機関から借り入れすることができる一時借入金の限度額を、昨年と同額の10億円と定めてございます。

次に、13ページをお開き願いたいと思います。

第2表は、本年度の債務負担行為について、ご承認をいただこうとするものでありますが、本年度は4項目ございます。

まず、1項目目の季節労働者の生活資金につきましては、その貸付金の利子補給と損失補償で、期間は2ヵ年度でございます。

次に、2項目目の農業経営基盤強化資金の利子補給につきましては、平成45年度まで、 毎年度の融資平均残高に対し、利子補給率を乗じて得た額を限度としてございます。

次に、3項目目にあります、気象災害対策資金利子補給につきましては、昨年の降電被害農家に対するものであり、平成29年度までの10年間の利子を限度とし、補給しようとするものでございます。

次に4項目目にあります、訓子府高等学校入学生通学支援対策事業については、総額1, 440万円を限度額とし、期間は本年度から平成22年度までとしてございます。

次、14ページは、第3表 地方債でございます。本年度に予定しております11件の事業等に係る地方債の借入限度額について定めるものでありますが、本年度は総額で2億2,920万円にしようとするものでございます。

15ページと16ページについては、歳入歳出の款別の予算額を掲載してありますので、 これは、ご覧をいただきたいと存じます。

17ページからは、事項別明細書になりますが、歳入歳出とも特徴的な部分についてのみ説明をさせていただきますのでご了承いただきたいと思います。

それでは、歳入の説明に入ります。まず、17ページの町民税の1目、個人では、均等割で、昨年度、減額計上しておりました老年者非課税措置分がなくなったほか、所得割においては、税率を6%とし計上したほか、所得税との調整が生じる住宅ローン控除分として171万5,000円を減額計上してございます。その結果、現年課税分総額では、前年度より約3,700万円少ない2億2,690万2,000円の計上となっております。

次に、18ページにまいりまして、1目の固定資産税では、総額は前年度とほぼ同額となっておりますが、日本郵政公社が民営化されたことによりまして、昨年度まで2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に計上しておりました日本郵政公社納付金を、本年度は1目の固定資産税として課税し、そのうえで説明欄の中ほどに記載してありますように、日本郵政公社減免として2分の1の額を減免してございます。

次に、20ページにまいりまして、町たばこ税では、販売本数の減少が見込まれることから昨年度より240万円ほど少ない3,642万9,000円の計上となっております。

23ページの地方譲与税と次のページの地方道路譲与税、そして、29ページの自動車取得税交付金につきましては、この3月31日で期限切れとなる道路特定財源の暫定税率が延長されるものとして、国の地方財政計画に基づき計上しているものでございます。

次に、31ページの特別交付金につきましては、国の地方財政計画と前年度の決算見込額を基に前年より550万円少ない100万円を計上しております。

次に、32ページの地方交付税についてでございます。まず、普通交付税につきましては、地方再生対策費のほか、各種補正係数や単位費用の改定などを考慮し、前年度同額の17億9,000万円を計上したほか、特別交付税としては過去の実績等を基に1億4,000万円を計上してございます。

これにより、地方交付税の予算額は、19億3,000万円となり、歳入総額の約50% を占めるということになってございます。

次に、34ページの農業費分担金でございます。

これにつきましては、3地区の畑総事業に係る面事業の関係もあり、総額で昨年度より約1,100万円減の6,247万5,000円の計上となっております。なお、これについては、北海道との事業調整により今後、大きく変動することが見込まれるものでございます。

次に、35ページにまいりまして、1目の民生費負担金につきましては、説明欄に記載の事業の利用実態を基に、昨年より140万円ほど少ない1,872万3,000円を計上しております。

また、2目の農林水産業費負担金では前年より180万円ほど増となっておりますが、 これは説明欄にあります道営畑総事業3地区分の負担金が増加していることによるもので ございます。

次に、36ページの使用料にまいりまして、2目、民生使用料の2節、温泉保養センター使用料につきましては、入浴客数の回復が見込めない状況が続くものとの判断から、前年度より80万円ほど少ない1,534万2,000円の計上となってございます。

次に、38ページの手数料にまいりまして、2目、衛生手数料の一番上、廃棄物処理手数料につきましては、前年度までの経過や実績を参考にし、前年度より150万円ほど少ない1,495万5,000円を計上してございます。

次に、39ページの民生費国庫負担金にまいりまして、1節、社会福祉費負担金にあります障害者福祉費負担金と障害者自立支援医療費負担金につきましては、説明欄に記載しているとおり、各事業の歳出予算の2分の1の額を計上したものでございます。

また、一番下の障害児を育てる地域の支援体制整備事業負担金79万5,000円につきましては、本年度限りの新規事業として実施する障害者支援体制整備事業、歳出の104ページ、経費区分16で計上しております障害児支援用備品に対応するものであります。これについては、国庫100%の事業でありますので、歳入歳出同額の計上となってございます。

3 9ページに戻りまして、2 節から6 節までは児童手当に係る負担金でありまして、負担率は説明欄に記載のとおりであります。また、7 節、保険基盤安定負担金につきましては、国保事業の保険者支援分として交付されるものであり、道費負担金と合わせて国保会計に繰り出しするものでございます。

次に、40ページにあります衛生費国庫負担金につきましては、前年度まで健診等に係る保健事業費負担金を計上しておりましたけれども、老人保健法が廃止され、健康増進法に移行されたことに伴いまして、廃目としてございます。

次に、41ページにまいります。一番上の1目、民生費国庫補助金では、1節、社会福祉費補助金において、昨年は障害福祉事務電算処理システムの開発費用分の補助金がありましたので、前年度より125万円ほどここでは減額となってございます。

次に、2目の土木費国庫補助金では、公営住宅の改修工事着工等に伴う公営住宅整備事業費補助金の増や定住促進空き家活用事業に対する補助であります、過疎地域集落等再編整備事業補助金の新規計上によりまして、2節、住宅費補助金が前年より大きく伸びているということでございます。

次に、一番下の衛生費国庫補助金につきましては、後期高齢者医療制度創設準備事業の終了に伴い廃目としております。また、これと連動して44ページにあります衛生費道負担金も廃目としております。

次、42ページにまいりまして、1目の総務費委託金につきましては、本年度は参議院 議員選挙委託金がありませんので、大きく減少してございます。

次、43ページにまいりまして、民生費道負担金の1節、社会福祉費負担金にあります 3項目目の障害者福祉費負担金2,400万6,000円の計上につきましては、国庫負 担金と同様、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業に対するものであり、説明欄に 記載しておりますとおり、道の負担率は4分の1となってございます。

その下の2節から5節につきましては、児童手当に対する道の負担金でございます。次のページにまいりまして、6節の国民健康保険基盤安定負担金では、前年より600万円ほど減となっておりますが、これにつきましては、国保税の低所得者軽減額の減少が見込まれることが大きく減少しているということでございます。

次に、7節、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金につきましては、本年度より始まります後期高齢者医療制度においても、国保と同じように保険税の低所得者軽減が設けられますが、この軽減額の4分の3が道から拠出金として交付されるという内容のものであります。

この拠出金と残りの町費負担分、4分の1を加えた1,135万6,000円については、 事務費と合わせて、後期高齢者医療特別会計に繰り出しすることになっているものでございます。

次、45ページの道補助金にまいります。1目の総務費道補助金では、町有林と保安林の造林事業の減少に伴い、森林環境保全整備事業補助金が前年より280万円ほど減となってございます。

次に、2目、民生費道補助金の1項、社会福祉費補助金では、3項目目にあります老人 医療特別対策事業の廃止に伴いまして、3月診療分1月分に係る補助金を計上している関 係上、昨年度より大きく減少しているということでございます。

また、一番下にあります介護サービス利用者軽減事業費補助金4万5,000円につきましては、前年度の3分の1の計上となっております。これは本年7月の給付審査分をもって補助制度が廃止されるものでありまして、4か月分の計上となってございます。なお、これに連動して、歳出107ページの経費区分7、高齢者在宅サービス事業の20節、扶助費の一番下にあります高齢者介護サービス利用者負担軽減措置費についても、同様に7月審査分までの4ヵ月分の計上ということになっておりまして、これも昨年度より減ということでございます。

その他の事業につきましては,説明欄に詳細を記述しておりますので、ご覧をいただき たいと思います。

次に、46ページにまいりまして、3目、衛生費道補助金につきましては、新たに計上するものでありますが、健康増進法に基づき実施する健康教育や健康相談事業等に対するものであり、補助基準額の3分の1の額を計上してございます。

次に、4目、農林水産業費道補助金の1節、農業費補助金では、昨年度計上しておりました米の生産調整円滑化推進事業費補助金が廃止されたほか、公社営畜産担い手育成総合整備事業に係る草地担い手育成支援特別対策事業補助金として、対象事業約7,900万円の15%の額に附帯事務費分を加えた1,215万3,000円の計上が特徴的なものといえるかと思います。

また、2節、林業費補助金では、21世紀北の森づくり推進事業費補助金が昨年度より増加しておりますが、これは、昨年度の予算で一部、推進交付金化されることを前提に減額しましたけれども、最終的には全額補助金になりましたので、本年度はここに当初から組み替えて計上した関係上、増額となっているものでございます。

次に、5目、教育費道補助金につきましては、新規の計上でありますが、子ども放課後・ 週末活動推進事業で実施しております竹の子クラブの運営やみつばちクラブへの補助金等 に対する補助金でありまして、昨年度は補正予算で対応させていただいたものであります。

本年度は、昨年度からの継続事業のほか、新たな取り組みとして放課後子どもプラン運営委員会を設置し、この事業のより効果的な運営に努めていくこととしたものでございます。なお、補助率は道費100%となっているものでございます。

次、47ページにまいりまして、1目、総務費委託金の2節にあります道民税徴収委託金につきましては、前年度より350万円ほど増となっております。この委託金につきましては、徴収取扱い件数を基に交付されていたものでありますが、税源移譲に伴う所得税との調整措置として、前年度に納付した道民税に還付金が生じる場合がありまして、その還付金相当額が徴税費委託金として新たに道から交付されるというものでございまして、増額になったものであります。

ここで、88ページの歳出、賦課徴収費の23節、還付金及び還付加算金をご覧いただきたいと思います。前年度の予算50万円に対し750万円増の800万円の計上となっております。これについても税源移譲により町道民税の還付金の増ということでございます。この中には、先ほど説明しました道からの委託金で補填される道民税分の還付金が含まれております。これと連動しているものだということでございます。

47ページに戻りまして、2目、民生費委託金にあります地域人権啓発活動活性化事業委託金100万円につきましては、新規の計上でありますが、予算書104ページの経費区分15、地域人権啓発活動事業に対応しておりまして、いじめ問題や児童生徒の人権問題に関する講演会の開催費用などに対する道の補助金であるということでございます。

次、48ページをご覧いただきたいと思います。1目、財産貸付収入のうち、町有住宅貸付料につきましては,町職員や教員住宅の貸付料でありまして、予算見積時の入居実態により計上したものでございます。また、土地貸付料では新たにふるさと銀河線用地の貸付が開始されることから増額となっているものでございます。

次、49ページにまいりまして、2目、財産売払収入の2節、構築物売払収入1,75

7万1,000円の計上につきましては、公社営畜産担い手育成総合整備事業により整備 し、農業者に売払いする畜産農業施設の売払代金として計上しているものであります。

次に、その下の物品売払収入につきましては、昨年は不用車両の売払収入を計上していたものでありますので、本年度は廃目としてございます。

次、50ページにまいりまして、2目、総務費寄付金で、新たにふるさとおもいやり寄付金として1万円を計上しております。これにつきましては、先に提案説明をいたしましたふるさとおもいやり寄付条例に対応するものでありまして、予算としては、2口分を科目計上させていただいたということでございます。

次、51ページにまいりまして、基金繰入金につきましては、本年度予算における不足 財源に充てる財政調整基金の繰入金1億7,818万3,000円をはじめ、一番下段に ありますように、総額では前年度より6,680万円ほど少ない、3億577万6,00 0円の計上となってございます。

次のページにまいりまして、3目の介護保険特別会計繰入金339万1,000円につきましては、地域包括支援センターの職員人件費を一般会計で支出していることから、ルール計算により介護保険会計から繰り入れするものでございます。

次、57ページの受託事業収入にまいりまして、本年度に新設する1節の後期高齢者医療広域連合受託事業収入の健康診査受託金につきましては、本来、保険者である広域連合が行うべき被保険者に対する健康診査を町が受託して行うことになるため計上するものであります。予算としては、75歳以上で治療中の者を除く106名分の検診代と郵便料を合わせた49万3,000円を計上してございます。

また、2節、畜産担い手育成総合整備事業収入にあります草地整備等事業受託金につきましては、公社営畜産担い手育成総合整備事業の受益者である農業者からの草地整備等事業受託金として2,845万5,000円を計上してございます。

次、58ページにまいりまして、農業生産基盤整備事業推進交付金の持続的農業・農村づくり促進特別対策事業推進交付金5,205万円の計上につきましては、道営畑総事業の受益者負担金に対する実質的な道費補助分が北海道土地改良団体連合会経由で交付されるものでございます。

次に、59ページにまいります。5目、雑入で、前年度より590万円ほど減となってございます。その増減の主なものを申しますと、まず、減額になるものとしましては、町民健康診査負担金が健診体制の変更により90万円。それと留辺蘂町外2町一般廃棄物最終処分場建設に伴う交付税配分金というものがございました。歳出の塵芥処理費で計上しております一般廃棄物広域処理負担金から控除して納付することに改めたことによりまして、これまで組んでいた705万7,000円がこれも減ということになってございます。

また、新規計上としたものとしましては、中ほどにありますが、本年度、撤去を行うふるさと銀河線通信ケーブル等の売払金50万円、下から3項目目のコミュニティ助成事業費助成金130万円、これは、イベント時の出店用テントの購入費全額に対する宝くじの助成金でございます。それとその下の北網広域圏組合基金助成事業補助金140万円、これは芸術文化公演事業として100万円、広域問題をテーマとしたセミナーの開催事業分として40万円を新規に計上するものでございます。

次に、60ページにまいりまして、町債についてでありますが、14ページの第3表で

説明をしましたとおり、10件分の町債で、合わせて2億2,920万円の計上となって ございます。

以上で歳入についての説明を終わらさせていただきます。

散会の宣告

議長(橋本憲治君) お諮りいたします。 本日の会議はこの程度にとどめ散会したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。 ご苦労さまでした。

明日は午前9時30分より再開をいたします。

散会 午後 3時11分